

消防・防災の今を知る Fire Equipment & Safety Center of Japan

月刊 フエスク

2
2026

一般財団法人
日本消防設備安全センター



特 別 寄 稿

カンボジア王国シェムリアップ州 における消防団の創成事業

消防庁のうごき

TVアニメ『火喰鳥 羽州ぼろ鳶組』とタイアップ
した消防団員PRポスターの配付

表紙に寄せて

描写地：神奈川県箱根町
絵文…宮代隆夫（大調和会・会員）

箱根杉並木・甘酒茶屋

江戸の人々は、今では考えられないほど健脚であった。日本橋から京都・三条大橋までは約四九二キロあるが、それを二三日から一五日で歩いた。一五日として一田三五キロ、一〇時間も草鞋履きで歩いた。「お江戸日本橋七ツ立」というように、七つ、今の朝四時ころに日本橋を出発し、明るくつむけにできただけ歩き、午後六時ころ宿に入るのが通例であった。

大名が参勤交代に使う道や多くの旅人が往来する主要な道は、街道と呼ばれた。五街道の脇には、一里塚に加え並木が植えられ、炎暑や風雨から旅人を守つた。並木は根元を保護するため土盛りをして植えられた。今でも見事な日光の杉並木は、その一例である。

箱根の杉並木は、元和四年（一六一八）、幕府の命で川越城主・松平正綱が植林したと言われている。今では、四〇〇本を超える杉の古木が連なっている。中には根回り四メートルを超える大木もあり、国指定史跡になっている。歌川広重の浮世絵・東海道五十三次の「箱根 湖水図」を見ても、「アーチマークとして親しまれて」いる。麴のみで作る上品な味の甘酒は、疲れをいやすにはもってこいで、寒い時期には囲炉裏で暖を取れることがある。杵でついた餅を炭火であぶった力餅は、この名物。江戸の旅人も、一息ついたことであります。表紙の絵に描いた茶屋の正面にはバス停もあるので、箱根湯本に向かつても便利である。

山道で、雨が降ると泥だらけになった。江戸時代初期は竹を敷いていたが、すぐに腐ってしまうので、延宝八年（一六八〇）幕府は大金を投じて、箱根路約一〇キロを石畳の道とした。今でも一キロ以上にわたって、旧街道の石畳が残っている。石畳といつても今の歩道とは大違いで、でこぼこした大小の石が敷いてあるだけだから、その隙間に細心の注意が必要である。

「箱根の山は天下の険」で知られる「箱根八里」は、東京音楽学校を卒業して間もない滝廉太郎の作曲による。明治二十四年（一九〇一）に中学唱歌となり世に広まった。旧東海道で小田原宿から箱根宿まで、箱根宿から三島宿までの各四里を合わせたものである。

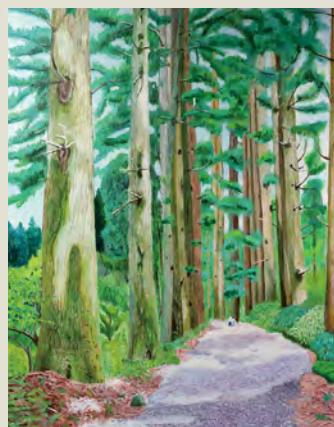
箱根八里は険しい坂道が続くので、山道には茶屋が二三か所もあった。今残っているのは「甘酒茶屋」一軒のみで、茅葺きの建物は、「アーチマークとして親しまれて」いる。麴のみで作る上品な味の甘酒は、疲れをいやすにはもってこいで、寒い時期には囲炉裏で暖を取れることがある。杵でついた餅を炭火であぶった力餅は、この名物。江戸の旅人も、一息ついたことであります。表紙の絵に描いた茶屋の正面にはバス停もあるので、箱根湯本に向かつても便利である。



甘酒茶屋



旧街道の石畠





株式会社ニチボウ

(一財)日本消防設備安全センター
性能評定(評保-021号)取得!

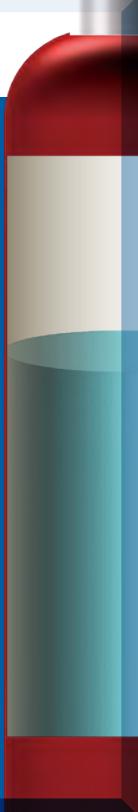
ガス消火設備点検のマストアイテム! これからの液面計は超音波!!



軽量・コンパクト!
放射線不使用で
届出不要!
安全で取扱いも簡単!

PUSH

詳しくはコチラから



予防技術検定のための 消防予防概論

第1巻
第4巻
新発売



■A4判 173頁
■定価 2,820円(税込)



■A4判 280頁
■定価 3,740円(税込)



■A4判 329頁
■定価 4,070円(税込)



■A4判 542頁
■定価 4,950円(税込)

□安全センターオンラインショップからお申込みください。

一般財団法人日本消防設備安全センター

消防予防業務の今すぐ「知りたい」がここにある！

査察業務をゼロから知りたい、勉強し直したい方はコチラ！

2訂版

見てわかる！ ささつの本

自信を持って現場へGO！

福岡市消防局 編著

◆B5判／352頁 ◆定価3,080円（本体2,800円+税10%）

☆「そもそも立入検査ってどこに行く？」という疑問にも丁寧に回答！アポイントの取り方や名刺交換等、具体的に解説。

☆消防法施行令第8条の全部改正に対応し、新令8区画を図表で詳しく解説！



火災報告で迷っている方はコチラ！

令和7年版

火災報告取扱要領 ハンドブック

防災行政研究会 編

◆B5判／464頁 ◆定価3,190円（本体2,900円+税10%）内容現在 令和7年2月1日

☆「火災報告取扱要領の解説」は、事例も豊富に盛り込み、分かりやすく解説！

☆重要項目に解説・参考条文付き。



設備基準について知りたい方はコチラ！

12訂版

消防・建築設備早見帖

消防法規研究会 編集 内容現在 令和6年12月1日

◆ポケット判／248頁 ◆ビニールクロス装 ◆定価1,980円（本体1,800円+税10%）

☆消防・建築防災設備の設置又は措置について、消防法関係及び建築基準法関係の両面から一目で分かれるよう編集した使いやすいポケット判！

☆【消防法関係】消防法施行令第8条区画について改正（R6.1.17政令第7号）。

☆【建築基準法関係】特定主要構造部、建築副主事について改正（R4.6.17法律第69号、R5.6.16法律第58号）。



東京法令出版株式会社

東京法令出版公式X
(旧Twitter)アカウント

@tokyo_horei

お申込みは
こちらから

インターネットでお申込み

<https://www.tokyo-horei.co.jp/>
(最新情報等もホームページをご覧ください。)

お電話でお申込み

0120-338-272

(携帯電話からもお申込みできます。)

FAXでお申込み

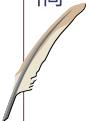
0120-338-923

月刊 フェスク 2 2026 (532号)

- 特別寄稿**
- 2 カンボジア王国シェムリアップ州における消防団の創成事業 早稲田大学 名誉教授 長谷見雄二
- 消防庁のうごき**
- 9 TVアニメ『火喰鳥 羽州ぼろ薦組』とタイアップした消防団員PRポスターの配付 消防庁総務課／地域防災室
- 安全センターのうごき**
- 10 認定・性能評定等の各種評価事業に係る手数料改定について 一般財団法人日本消防設備安全センター
- 視点**
- 12 女性消防吏員のネットワークJFFW
— 第29回JFFW交流会を岡崎市で開催 — JFFW交流会岡崎実行委員
- 現場レポート**
- 17 大阪・関西万博における予防対策 大阪市消防局予防部
- エッセイ**
- 22 港区観光大使・カモ虎課長が紹介!
オフィス街で行われた防災フェスとは 港区観光大使 虎ノ門ご当地キャラクター カモ虎課長
- 消防行政情報 [第9回] 予防業務優良事例表彰**
- 26 学校教育の場に火災予防!
デジタル教材「えみり先生の防火教室」 岐阜市消防本部予防課 予防指導係長 田中亮司
- 違反是正**
- 30 火災による人命危険が高い防火対象物に
建築部局と同時に命令、告発を行った違反処理 札幌市消防局中央消防署予防課 査察一係長 矢野淳也／前査察一係 堀田 司
- 事例研究**
- 36 少量危険物貯蔵取扱所から出火した自然発火における発火源及び着火物の調査 さいたま市消防局北消防署消防1課 消防司令 高垣克樹
- 海外の消防**
- 42 2025年 世界の大規模火災(上) 海外消防情報センター
- 47 全国の消防から 「消防フェア2025」を開催 福島県 相馬地方広域消防本部 ほか
- 48 トピックス 各地の消防力・防災力の向上、救急医療体制の整備に向けて 一般社団法人日本損害保険協会
- 50 伝言板 「建築防火・防災講習(WEB講習)」のご案内 一般財団法人日本建築防災協会
- 表紙に寄せて “箱根杉並木・甘酒茶屋” 宮代隆夫

カンボジア王国 シェムリアップ州における 消防団の創成事業

特別寄稿



早稲田大学名誉教授
長谷見雄一

1951年東京生まれ、1975年建設省建築研究所入所。専門は建築防災。建築研究室室長、早稲田大学教授。日本火災学会副会長、日本建築学会副会長、国際防審議会会長などを歴任。



1. はじめに

カンボジアを象徴するアンコール遺跡のあるシェムリアップ市は、人口、実勢約24万人。人口100万のシェムリアップ州の州都である。州政府の警察消防局で働く消防職員は約30人。人口3万人に一人、消防職員がいることになるが、消防署は州都の市街地にしかないので、消防職員は、州都では人口8,000人に一人、郡部では事実上、ゼロとなる。ちなみに、カンボジアの首都プノンペンは人口230万人に対して消防職員は約150人なので、人口1万5,000人に一人である。日本では、人口約800人に一人、消防職員がいる。カンボジアでは、救急が別組織だとはいえ、消防職員の人口比は、都市部でも日本より一桁少なく、大都市を外れれば、ほぼゼロ、ということである。シェムリアップの警察消防局が2交代制とすると、火災に対応できるのは常時15人。消防車4台を動かせるかどうか、という勘定である。しかも、時間帯によっては道路が混雑して、消防車はなかなか、現場に到着できないまま、火災の拡大が放置されている。一方、カンボジアは、目下、経済成長のさなかにあり、火災の増加も著しい。なお、シェムリアップ州には、アンコール遺跡等の保全を担当する国家組織、APSARA機構等に属する常備消防隊があるが、指揮系統が異なるなど、消防活動上の課題があるうえ、それを加えても常備消防が脆弱な状況がそんなに変わるものではない。

シェムリアップ市の中心部には、フランス植民地時代にフランスの都市計画で建てられた町並みがある。同様の歴史的町並みはプノンペン等にもあるが、多くは内戦で荒廃し、今ではシェムリアップの町並みが、往時の雰囲気を全国で最もよく残しているという。本地区では、観光客が集まるマーケットを店舗が囲んでいるので、ここでは、そのマーケットの名を取つてオールドマーケット地区という（写真1）。筆者は、この地区的防災調査・計画に10年ほど前から携わってきたが、その一環として、地域の民間人より成る自主消防組織、すなわち



写真1 シエムリアップ・オールドマーケット地区（手前の川と奥に向かう道路2本に挟まれた三角形の部分。川に近い1ブロックを占めているのがオールドマーケット）

カンボジア版消防団の構築を構想し、日本の業界の協力を頂きながらJICA・草の根技術協力事業として実施に移してきた。JICA事業は2023年に完了したが、その後も、毎年の現地調査の他、オンラインによる訓練やコンサルティングの継続など、大学研究室と州政府、警察消防局、「消防団」^{注)}等の協力関係は続いている。本稿では、この事業について、報告したい。

注) カンボジアで設立した自主消防組織を、簡潔に表現するために消防団と表現する。日本の消防団とは制度的に異なるので本文では「」をつけて区別した。

2. シエムリアップにおける「消防団」の創設—経過と実績

カンボジアにおける常備消防の脆弱性は、調査の最初期から気にかかっていた。消防職員の不足は、税収の乏しいカンボジアではそう短期間に解決されると思えないが、人口増加が続いて若者も多いので、日本の消防団のように、民間人の消防活動参加によって、こ

の不足を補えないかと考えた。しかし、民間人が地域社会のために火災予防や消防活動をする消防団という仕組みは、アジアを広く見渡しても、どうやらほぼ日本特有で、カンボジアに、その伝統はない。そこで、まず、地区の各住戸に住宅用火災警報器を設置して初期消火・避難の啓発活動等を行うなど防災に対する関心を高め、可搬ポンプ等の機材は日本消防ポンプ協会等のご支援を頂き、活動費はJICAのお世話になって、2019年12月に消防機材を現地に届け、州政府、州警察消防局や地区的の自治会・企業と協力して、「消防団」を創設する段取りだった。ところが、機材の搬入直後にコロナ禍が始まったため、日本からの渡航や放水訓練ができるようになったのは2年半後の2022年5月。糾余曲折はあったが、「消防団」はオールドマーケットの警備員等を主なメンバーとして、JICA事業が終了した2023年夏には、シエムリアップ河畔で定期的に訓練

を行うようになっていた（写真2）。この間、シェムリアップ川からホースを伸ばしてどこまで消防放水できるかを実験し、本地区のほぼ全体にあたる300m遠方までを消防団の消防対象地域とした。

シェムリアップ川はシェムリアップ市北方に発して市南方のトンレサップ湖に注ぎ込んでおり、市の水源として、また周囲からの農漁業資源の流通経路として市を支えてきた。「消防団」を構想した2010年代後半段階では、シェムリアップ市の上水道全体の水圧が低かったので、消防水利は河川水という前提だったが、オールドマーケットとシェムリアップ川の間の広場状の公開空地は放水訓練に打ってつけであり、可搬ポンプ等の機材庫もそこに設置して「消防団」基地にした。人々、市民や観光客が憩う場所で、訓練は大変目立つため、「消防団」活動を市民にアピールする効果も發揮している。

「消防団」の主な担い手は、準備段階では、歴史的町並みの店舗併用住宅の住民等で構成する自治会を想定していたが、コロナ禍で地区住民の3割以上が転出してしまった。そこで体制を全般的に見直して、オールドマーケット、ホテルの警備員・従業員を団の主な担い手として、24時間出動可能な体制とした。可搬ポンプを使った消火は、ポンプの操作、取水、

ホースの延長・伝令、筒先の放水と4人で行うのが原則だが、放水には、技術が特に必要なうえ、火炎に近づくので危険を伴うため、警察消防局の職員が担当するという想定だった。もともと、消防職員数が圧倒的に足りない当地では、消防職員が1人駆け付ければ消火できる体制ができるだけでも、事態は相当、改善されることになる。

団員の訓練については、コロナ禍中に、火災性状や消防ポンプの操作、機材の維持管理の動画を制作して、団員がオンラインで個別に学習できるようにした（図1）。そのため、2022年に対面での訓練が始まった後の団員の技術は、頻繁な訓練と相まって極めて順調に伸びていった。それでも、対面訓練の当初は、警察消防局職員が全体を差配し、ポンプの操作・放水等の指導も手取り足取りだったが、次第に経験を積んだ団員による指導の割合が増え、2025年現在、定期的に訓練を受けている団員は約40名、そのうち可搬ポンプの操作を一通りマスターした団員は約20名に達し、放水訓練の差配や消防ポンプ等の動作の指導も団員が行っている。

なお、2023年1月には、JICA事業の一環として、州政府（2名）、市政府（1名）、警察消防局（2名）、オールドマーケット組合代表

写真2 オールドマーケット地区の「消防団」の訓練の様子（左端近くの赤屋根が可搬ポンプ等の機材庫）



カンボジアの常備消防の脆弱性を、日本の消防団のように民間人の消防活動参加によって補えないかと考えた。



図1 団員の自習用の動画(QRコードで動画をご覧になれます。)

者(1名)計6名を日本に招聘して1週間の本邦研修を行った。日本の歴史的密集市街地における消防団の活動内容・運用の実態・役割の理解に重点を置き、内容は、消防署の視察、消防団制度に関するヒアリング、消防団・密集市街地の自主防災組織の訪問、可搬ポンプメーカーの訪問、国交省カンボジア建設法案作成チームとの懇談等だった。後述するように、本研修は、「消防団」の運営体制づくりに大きな影響を与えたと思われる。

2025年8月には、当地区内のインド料理店で火災が起きたが、オールドマーケットの警備員詰所に通報が入って15分後には「消防団」が河川水を使った放水を開始し、小火で終わらせることに成功した(写真3)。警察消防局の消防車が到着したのはその更に15分後であり、現地では、仮に「消防団」が出動していないければ、店舗は全焼していただろうといわれている。放水能力では、可搬ポンプは消防車に及ばないが、出火後早い段階で放水できれば、燃焼規模が小さい分、放水能力が小さくても火災鎮圧ができ、火災による損害も小さくて済むことを示す格好の例となった。また、操作の容易な可搬ポンプが有効ということは、消防活動に必要な人数や能力のハードルを緩和することにつながる。カンボジアでは、前述のように常備消防の職員数が圧倒的に不足す



写真3 実際に起こった火災の消防活動(現地消防のスマホで撮影された動画より)

るうえに、交通事情や消防署の不足から消防車の現場到着も遅延しがちである。可搬ポンプを利用する「消防団」を普及できれば、この消防事情は大いに改善されるだろう。

「消防団」による消火活動を後から振り返ると、団員自身の安全対策に不備があるなど、反



写真4 消防訓練後の講評(2025年、左端で話しているのは筆者)

省点はあったが、可搬ポンプの利用については、放水を消防職員に頼らなくても団員で行い得る見通しが得られたのは大きな収穫だった。

3. シエムリアップの「消防団」の仕組み

「消防団」は、日本ではなじみ深いが、前述のようにカンボジアでは全く経験がない。可搬ポンプも、大規模工場、高級ホテル等の企業自衛消防隊が保有するくらいで、常備消防ではほとんど使われてこなかった。そのようなカンボジアに日本の消防団の仕組みをそのまま導入しても、団員も集まらず、機材も使いこなせずに空転しかねない。シエムリアップの「消防団」は、前述のように、コロナ禍という異常な社会状況の下で試行錯誤の末に軌道に乗ったわけだが、その過程で、どんな取り組みを行ったかを、①「消防団」の構成人員・運営組織、②使用機材(主には可搬ポンプ)の維持管理、③技能・知識の共有・伝承に分けて、まとめておこう。

(1)「消防団」の構成人員・運営組織

日本では、消防団が法的に位置づけられているが、カンボジアでは、常備消防ですら、組織・体制を規定する法令が制定されたのは僅か10年余り前である。民間人を消防に起用す

る制度が本事業開始後に導入されたが、身分・運営等を定める細則は未整備である。本「消防団」は、結局、オールドマーケット、ホテルの警備員・従業員が大半の組織となった。運営経費、即ち、訓練や機材の維持管理にかかる諸経費、団員の死傷の補償(保険)等の財源は、事業化開始段階では未定だったが、団員の大半を送り出しているオールドマーケット、ホテルの支援で賄われることになった。民間資本が支援を申し出たのは、国際観光都市であるシエムリアップで火災が起き、観光客が死傷するようなことが起これば、観光都市としては大きなダメージを受けるという経営者としてのリスク感覚からのようなである。カンボジアの資本家層は、元々、内戦の勝者層だったといわれているが、内戦終結から30年以上を経て世代交代しており、現在では、地域の生活・労働環境、安全を改善して経済の質を高めることに注力する資本家が増えているといわれている。もちろん、「消防団」の力がつけば、自営のホテルやマーケットの火災リスクの軽減に繋がることも重要な動機に違いない。

こうして、本「消防団」は、警察消防局の指導の下、民間資本で運営されることになった。州政府は、当初、民間による運営に慎重だったが、前述の本邦研修で考えが変わったようである。日本で消防団や民間の自主防災組織の実態を視察し、当事者と意見交換を行ったことが大きく影響したと思われる。

(2) 使用機材の維持管理

発展途上国の消防署を訪れるとき、外国から供与された消防車が故障したまま放置されているのを目にすることがある。消防車等はODAで供与されても、部品の更新や修理はその対象とならないうえ、消防車や部品の代理店が現地に無いことが主な原因だが、日本製可搬ポンプは、現状ではカンボジアで流通しているわけではないので、折角、導入した消防機材がそうならないようにしたかった。そのため、可搬ポンプの寄贈にあたっては、特殊な部品の少ない機種を選んだうえ、現地では、寄贈し

「消防団」の受益者から、訓練を受ける団員や運営を支える支援者を確保していけばよいだろう。

ていただいたメーカーの社員と一緒に市内の自動車・バイクの部品店や修理工場を見て回り、大半の部品は代替品を現地調達でき、故障等の大半は、自力かバイクの修理工場で修理できることを確認した。そのうえで、カンボジアで入手できない部品が必要になった時には日本から供給することにした。

(3)技能・知識の共有・伝承

カンボジアではまだ普及していない可搬ポンプを利用した初めての「消防団」なので、組織運営から訓練、消防活動、機材の維持管理まで、多くの課題に直面することが予想された。これについては、コロナ禍で渡航できなくなった中で開発したオンライン訓練・協議の仕組みが有効だと考えた。機材の操作・維持管理方法、訓練方法等を、「消防団」員各自が都合のよい時に学習できるように動画をSNSで閲覧できるようにし(図1)、消防訓練等で日本と双方向で情報共有、協議・意見交換が必要な時は、クメール語・日本語の通訳を介してオンラインツールを使う、という方式である(図2)。オンラインなので、通訳はブノン

ペン在住の優秀な人材を時間給で確保でき、極めて効率的である。いずれ、日本とカンボジアの消防団がオンラインで繋がると、面白い交流が生まれそうだ。

4. カンボジアの「消防団」の今後

シェムリアップの「消防団」について2024年、ブノンペンで開かれた国際消防防災フォーラムで報告したところ、カンボジアの消防関係者の関心を呼び、2025年度、ブノンペンとシェムリアップで合計数カ所の可搬ポンプ基地を設置することになった。前節(1)～(3)の仕組みに支えられたオールドマーケットの「消防団」は、今後、カンボジアで「消防団」を普及していくうえで一つのモデルになるであろう。但し、(2)、(3)は、カンボジアのどこでも成り立つのに対し、(1)は、たまたま、経営に成功している民間資本があり、少数の企業で「消防団」員となる警備員・従業員数を確保できたという専業のためで、どの地域でも期待できるとはいえない。しかし、「消防団」がどんなものは、オールドマーケットの実例によって、現地でも

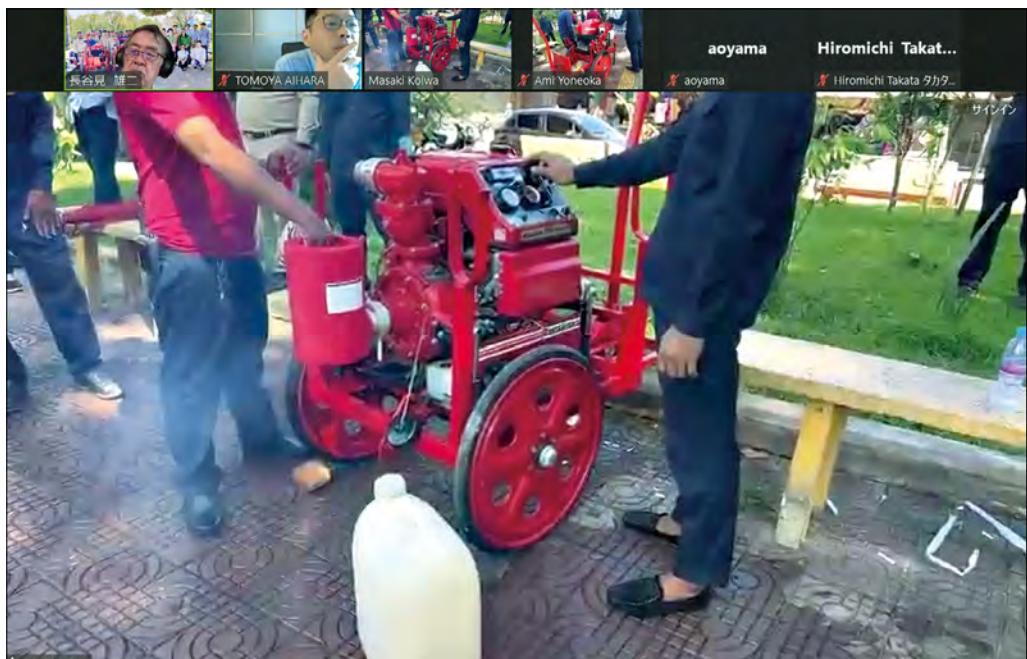


図2 オンライン訓練の様子(放水訓練を動画配信して日本から意見を伝えている)



写真5 シエムリアップ・オールドマーケット地区消防訓練後の記念撮影(2024年3月)

大幅にわかりやすくなつたはずである。それを手がかりとして、「消防団」の受益者(水源から300m以下の放水可能範囲の住民、企業)から、訓練を受ける団員や運営を支える支援者を確保していけばよいだろう。オールドマーケット地区は、市街地でありながら放水訓練が容易な点も、短期間に「消防団」の実力が上がった

写真6 「消防団」基地を設置予定のチョン・クニア水上集落(シェムリアップ南方、高床式住戸が散在し、雨期には床下まで冠水する。緊急車両も入れない)

一因だが、市内で訓練の適地のない地区でも、オールドマーケット地区の施設を訓練に利用できるようにすれば、先進「消防団」を見習う機会になってよいだろう。団員の確保は、人口流動性の高い都市部では企業頼みになりそうだが、「消防団」の必要が大きいのは、本質的には、常備消防の力が及ばない郡部だと思われる。郡部では、日常生活や集落の行事を支える助け合いの住民組織が健在のようである。それが、郡部型「消防団」の手がかりになるのではないかと考えている。

なお、東南アジアには災害の多発に苦しむ地域が多いが、地震、津波、気象灾害は日本と共に通点が多く、火災の様相も、高度成長期の頃の日本のようなである。リスクの大きい地域では、災害に迅速に対応できる「消防団」を育成できれば、人命被害の抑制に高い効果を発揮するだろう。一方、人口減少が進む日本で消防機材を確保・開発し続けるには、海外市場の開拓が必要だが、「消防団」を手がかりにすれば、他の先進国も真似ができる、実効性が高くコストパフォーマンスも良い防災システムを提案でき、それは更に日本の防災にも活かせるのではないかだろうか。





消防庁のうごき

TVアニメ『火喰鳥 羽州ぼろ鳶組』とタイアップした消防団員PRポスターの配付

消防庁総務課／地域防災室

●はじめに

令和8年1月11日(日)よりCBC/TBS系列にて放送開始のTVアニメ『火喰鳥 羽州ぼろ鳶組』とタイアップした、消防団員PRポスターを作成し、全国の消防本部等に配付しました。

●消防団への入団促進

消防庁では、地域防災力の中核として、地域住民の安全・安心を守る消防団員の活躍を知つてもらい、消防団への入団促進を図るため、消防団の活動内容や消防団の充実強化に向けた取組などを消防団オフィシャルウェブサイトに掲載しています。

消防団は、火災などの災害対応だけではなく、防災教育や広報・啓発活動なども行っており、自分が得意とすることや興味のある活動だけでも参加できます。近年は女性消防団員や学生消防団員が増えてきており、女性や学生をはじめとする様々な方が地域のために活躍されています。

「消防団に入ってみたい」という方は、是非お住まいの市町村や、通勤・通学している地域の市町村窓口に問い合わせてください。

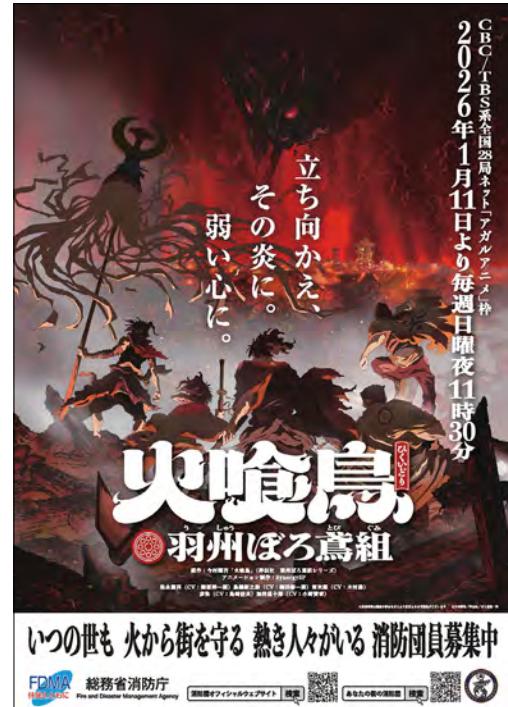
[あなたの街の消防団を探せます!!]

●TVアニメ『火喰鳥 羽州ぼろ鳶組』作品情報

その大火をくいとめた火消侍を人はこう呼んだ
——火喰鳥
かつて「火喰鳥」と呼ばれた江戸随一の火消侍・
松永源吾。

訳あって火消を辞めていたが、突然新庄藩から
仕官の誘いが来る。

妻・深雪の後押しもあり、源吾は頭取として崩



壊した火消組を再建することに。

一癖も二癖もある仲間を集め、「ぼろ鳶」と揶揄されながらも「どんな命も救うのだ」と奮闘する源吾だったが、江戸では「狐火」という謎の連続不審火が続いていた。

迫りくる災いに、諦めの悪い火消達が奔走する、「エンタメ活劇」が開幕！

詳しくは、公式ページをご参照ください。

【問い合わせ先】

●ポスター関係 消防庁総務課広報係 神田・池内、中村

TEL:03-5253-7521

●消防団員関係 消防庁地域防災室 池田

TEL:03-5253-7561



認定・性能評定等の各種評価事業に係る手数料改定について

一般財団法人日本消防設備安全センター

安全センターでは、認定・性能評定をはじめとする各種評価事業制度につきまして、関係各位のご理解とご協力のもと、長年にわたり安定的な運営に努めてまいりました。

当センターは、平成16年に消防庁長官登録認定機関として登録されて以降、各種評価事業に係る手数料について、長期にわたり据え置きを継続し、申請者の皆様のご負担軽減を最優先に、可能な限りの内部努力を重ねてまいりました。

しかしながら、近年においては、評価事業を適切に担うために必要な専門性を有する人材の確保や、事業運営に要する各種経費を取り巻く環境が大きく変化しており、内部努力のみでこれらを吸収することが困難な状況となっております。

このような状況を踏まえ、当センターでは、評価事業の公正性・信頼性を将来にわたり維

持・継続していく観点から、慎重な検討を重ねた結果、やむを得ず、認定・性能評定等に係る各種評価事業の手数料を改定することいたしました。

本件につきましては、制度の性質上、検討及び整理に一定の期間を要したことから、この時機でのご案内となりました。

申請者の皆様には新たなご負担をお願いすることとなります、今後とも、より一層の業務の効率化および経費削減に努めるとともに、公正かつ円滑な評価事業の運営ならびにサービスの向上に全力で取り組んでまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、改定後手数料による申請手続き等の詳細につきましては、あらためて当センターホームページ等にてお知らせいたします。

対象とする手数料	次の規程類に定める手数料が対象となります。 ■消防用設備等認定手数料規程 ■消防防災用設備機器性能評定手数料規程 ■二次製品等防火水槽等手数料規程 ■消防設備システム評価手数料規程 ■ガス系消火設備等評価規程運用細則 ■消防防災製品等推奨細則
改定率	最大17%の引き上げとします。
改正後手数料の適用日	令和8年4月1日から適用します。



クレモナ避難はしご

一般財団法人 日本消防設備安全センター 認定品

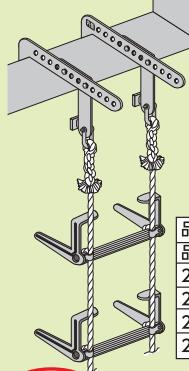
イザというときお役に立ちます。



災害や火災から尊い生命を守る命綱
屋外への脱出には軽くて扱い易い避難はしご「オリールⅡ型」

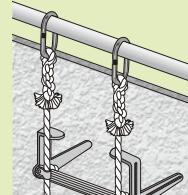
オリールⅡ型

(可変フック式)
認定番号はし-002号



オリールⅡ型-B

(カナビラ式)
認定番号はし-002-1号



品名	オリールⅡ型(可変フック式)	品名	オリールⅡ型-B(カナビラ式)
品番	全長	有効長	用途
2013	4.5m	3.9m	2階用
2016	5.4m	4.8m	
2022	7.3m	6.7m	3階用
2025	8.3m	7.7m	

品名	オリールⅡ型-B(カナビラ式)	品名	オリールⅡ型-B(カナビラ式)
品番	全長	有効長	用途
7013	4.4m	3.9m	2階用
7016	5.3m	4.8m	
7022	7.2m	6.7m	3階用
7025	8.2m	7.7m	



トヨー消火器工業株式会社

〒136-0074 東京都江東区東砂 2-1-13 TEL.03(3646)7227(代)
<http://www.toyosyokaki.jp>

芦森工業製 消防用／消火栓用ホース自主回収のお願い

当社は消防用／消火栓用ホースの一部に消防法令上の規格に適合しない製品の自主的回収を行っています。
下記該当製品を発見された場合は「回収窓口」にご連絡をお願い申し上げます。

呼称	自主回収対象型式番号	自主回収対象製造年
使用圧:1.6		
65	コ第7~13号	2002~2008
	コ第11~11号	2002~2005
	コ第14~10号	2005~2008
	コ第14~10~1号	2003~2008
	コ第15~1号	2005~2008
	コ第15~4~1号	2003~2008
	コ第58~11~5号	2002~2007
	コ第15~4~号	2004~2008
65/50	コ第11~16号	2002~2006
	コ第1~10号	2003~2008
50	コ第1~10~1号	2007,2008
	コ第11~12号	2002~2008
	コ第15~3号	2003~2008
40	コ第3~4号	2007,2008
	コ第3~4~1号	2007,2008
	コ第11~13号	2002~2008
使用圧:1.3		
65	コ第2~2~1号	2002,2003
	コ第2~2~3号	2002,2004
	コ第10~8~1号	2002,2003
	コ第10~8~2号	2003

呼称	自主回収対象型式番号	自主回収対象製造年
65		
	コ第11~18号	2002~2005,2007
	コ第14~11号	2002~2008
	コ第14~11~2号	2008
	コ第14~21号	2003~2008
	コ第14~21~1号	2003~2008
	コ第15~6号	2004~2008
	コ第15~6~1号	2003~2008
	コ第15~28号	2003~2008
	コ第18~47号	2007,2008
	コ第58~14~1号	2007,2008
65/50	コ第11~14号	2002~2008
	コ第1~8号	2003~2008
	コ第1~8~1号	2004~2008
	コ第2~9号	2002~2008
	コ第2~9~1号	2002~2008
	コ第8~12号	2002~2007
	コ第15~16号	2003~2008
	コ第15~16~1号	2003,2006~2008
	コ第60~4~1号	2002~2007
	コ第60~4~3号	2002~2005,2008
	コ第60~4~4号	2002~2008
50		

呼称	自主回収対象型式番号	自主回収対象製造年
40		
	コ第4~13号	2002~2008
	コ第4~13~1号	2002~2008
	コ第15~7~1号	2003
	コ第53~6号	2002~2008
	コ第53~7号	2002~2008
使用圧:0.9		
65	コ第53~32号	2004,2008
	コ第53~32~1号	1999~2007
	コ第61~13号	2002,2004~2008
65/50	コ第12~7号	2000,2001,2003~2008
50	コ第12~3号	2000,2001,2003~2008
使用圧:0.7		
40	コ第4~14号	2007,2008
	コ第7~28号	2003,2004
	コ第10~4号	2000,2001
	コ第15~27号	2004~2006
	コ第15~42号	2005,2008

[ホース回収窓口] 0120-244-557 (フリーダイヤル)
受付時間(土日祝除く): 午前9時~午後5時



芦森工業株式会社

[https://www.ashimori.co.jp/](http://www.ashimori.co.jp/)

視 点

全国で6,000人超となった女性消防吏員。JFFWでは職場において、いまだ少数派である彼女たちが語り合い、共に学ぶ場を提供している。今回は岡崎市で開催した交流会の模様を紹介する。

JFFW交流会岡崎実行委員

女性消防吏員のネットワークJFFW —第29回JFFW交流会を岡崎市で開催—

JFFWとは

JFFWは、Japan Fire Fighting Women's Clubの略で、全国の女性消防吏員が自主的に集まり、彼女たちを全国規模でつなぐネットワーク。

昭和44年に誕生した女性消防吏員は、現在では全国で6,000人を超えるまでに増加し、その職域も着実に拡大しているが、女性消防吏員の割合は令和6年4月1日現在で3.7%とまだまだ少なく、同性の先輩や後輩のいない職場で働く女性も多くいる。このように男性が多数を占める消防の職場においては、女性消防吏員を含む少數派の職員が、仕事と生活上の様々な事情を両立させながら、日々業務に邁進している。

そこで、JFFWでは、こうした問題を相互に語り、悩みを解消する術を先輩から学び、業務

に関する情報交換や研修を行うことで自己研鑽し、更に広いネットワークを作つて、共に成長していくことを目的としている。

JFFW交流会

会の基本姿勢は「自主性」「協働」「肯定」。参加者の業務内容はもとより、階級、年齢、経験等に違いはあるが、お互いの立場を尊重しあいながら、否定することはせず、業務に関する情報交換や自己研鑽を行っている。

平成9年2月、川崎市消防局の女性消防吏員有志の呼びかけで、第1回の交流会を開催し、以降、横浜市をメイン開催地として定期的に交流会を開催。近年では、仙台市、名古屋市、長岡京市、青森市、北九州市など、地方開催も行われ、参加の機会が広がっている。

令和7年は、29回目となるJFFW交流会を、10月25日(土)に「岡崎市図書館交流プラザ りぶら」(愛知県)において開催。大沢博総務省消防庁長官を来賓としてお迎えし、約150人の消防職員が参加した。

岡崎市・岡崎市消防本部の概要

岡崎市は歴史と伝統に恵まれ、愛知県のほぼ中央に位置している。三河高原から連なる丘陵地と矢作川、乙川流域に広がる平野部からなり、



女性消防吏員も出動した緊急消防援助隊(写真は訓練)



第29回JFFW交流会

国道1号、国道248号、東名高速道路及び新東名高速道路が主幹道路として市内を縦断している。

また、JR東海道本線、愛知環状鉄道、名鉄名古屋本線等交通網が充実しており、教育、文化、産業、経済など、様々な分野で西三河の中心都市としての役割を果たし「一歩先の暮らしで三河を拓く 中枢・中核都市おかげさき」を目指し、発展を続けている。

岡崎市消防本部は、本部1、消防署3、分署2、出張所5、職員412人をもって構成され、都市の発展に伴って発生する各種災害に備え、近代消防として組織体制の充実に努めている。

岡崎市消防本部における女性消防吏員の活躍状況

女性消防吏員は、令和7年4月1日現在17人で、割合は41%となっている。

配属先は、予防課、警防、救急、指揮調査、通信、救助と、ほぼ全ての係に配属が可能。

令和6年まで救助係に配属されていた職員は、本部内の救助認定試験に合格し、消防学校救助科程も修了しており、緊急消防援助隊にも

2度派遣している。

JFFWでも課題となっている「緊急消防援助隊の派遣」について、当本部では、女性も男性と同じく、派遣が可能な状況であれば出動できる機会が与えられており、環境は改善されつつあると感じている。

女性消防吏員のワークライフバランス

岡崎市は、平成5年に女性消防吏員を初めて2人採用し、続けて翌年にも1人採用しているが、当時、消防学校に女性用の施設が整備されていなかったため、残念ながら消防学校には行っていない。配属は予防課(日勤)。業務は、確認申請の受理、査察、消防用設備の設置指導、火災調査などであったが、査察先や火災現場で、女性消防吏員がいることによく驚かれた。

その後、3人は、それぞれ結婚、出産を経て、いずれも1年の育児休業を取得し予防課に復帰。当時は育児休業といえども、子どもが1歳になるまでの期間しか取得できない時代であったが、育児休業がない時代を経験してこられた先輩たちの尽力があって、少しづつ制度が整えられてき

たことに、改めて感謝したい。

しばらくして、育児休業も子どもが3歳になるまで取得が可能となったが、当時の環境では、まだ3年休むと言える状況ではなかった。

平成18年になると、男女の採用基準が平等になり、女性が12年ぶりに採用され、晴れて消防学校に入校。当市でも隔日勤務ができるよう、女性専用の仮眠室等が整備された。以降、女性が継続的に採用され、隔日勤務の女性も多くいる。

また、育児休業制度への理解も深まり、今ではフルで取得する人が多く、働き方も時短勤務を利用して、ライフとワークのバランスをうまく取っている。

JFFW交流会を岡崎で開催して

当市職員がJFFW交流会に初参加したのは、平成16年の第8回。この年は、2月に「女性消防職員の採用、職域拡大等に係る留意事項について」(平成16年2月6日付消防消第32号。以下「32号通知」という。)が発出された女性消防吏員にとって画期的な年だった。この第8回JFFW交流会の次第のはじめに、こう記されている。

「私たちは、長年『女性』という温室に育ってきました。時に窓を開けられることはあってもあくまでもお試し。温室は芽だしには適していますが、後には生育に必要な土壌が大切。新鮮な空気や



岡崎市消防本部の3人が実行委員を務めた

太陽の光、或いは雨や風と共に育つことがどんなに大切なことは自然が教えてくれます。

さあ、32号通知で天窓が開きました。どんな仕事も希望する自由を得ました。希望を手に入れるのは貴方の努力とほんの少しの勇気です。消防の仕事は幅広く、奥深く、どの分野も魅力がいっぱいです。しなやかに・したたかに・微笑みながら未知の領域で働くための知力、体力を磨きましょう。働くことは生きることです。この働きは市民の安全と安心のためです。主役は貴方、心の芽をのばしましょう。貴方の一瞬の輝きが伝説になるのです。」

この言葉のとおり、交流会の参加者の方々は、長年、日勤業務や、男性とは隔てられた業務から、同じ位置までたどり着こうと、懸命に努力していました、キャリア形成もしっかりとしていました、大変はつらつとして見えた。

全国の女性消防吏員と交流することで、様々な刺激を受け、この先の働き方を考える良い機会になる。明日から頑張って働いて、また1年後にここに来よう！と思える、そんな会なのだ。

今まで、一緒に参加していた仲間が育児に追われ、なかなか関東までは行けなかったり、隔日勤務で日程調整が難しかったり、まだ1度も参加したことがない人も多くいたが、地元で開催することにより、今まで参加できなかった愛知県内、更には東海地方の方々にも気軽に参加していただけると思い、岡崎市の開催を計画した。

愛知県での開催は2回目になる。第19回JFFW交流会を愛知県名古屋市で開催した時には、愛知県内の6市から集まった8人で実行委員会を立ち上げ、開催した。当時実行委員を務めた岡崎市消防本部の3人が、今回の交流会の実行委員として再始動。

準備はかなりハードだったが、前日までの準備を3人で分担し、前日の荷物搬入と、当日の運営は、参加する女性スタッフと男性のボランティアスタッフの皆さんに協力してもらった。特に男性ボランティアスタッフは、10年前にも協力してくれた職員が、「今回も是非！」と立候補してくれ、大変助かった。



岡崎女子大学 女子短期大学ダンス部の皆さんによるオープニング

第29回JFFW交流会の内容

「オープニング」は、地元の岡崎女子大学 女子短期大学ダンス部の皆さんのダンス。森山直太朗の『さくら』の曲に合わせた華やかなダンスと、『しまじろうメドレー』による元気なダンスで参加者の皆さんに楽しんでいただいた。特に今回はお子さま連れでの参加者が見られたので、『しまじろうメドレー』を披露してくれたダンス部の皆さんには大いに感謝である。

そして、今年も総務省消防庁長官に来賓としてご出席いただいた。大沢博長官から、昼夜を問わず地域の安全・安心の確保に尽力している消防吏員に労いのお言葉をまずいただいた。

現在6,000人を超える女性消防吏員が全国の消防本部で活躍しており、職域の拡大も進み、部隊運用に携わる女性消防吏員数は全国の女性消防吏員の約半分まで増加。緊急消防援助隊として現地に派遣され、様々な活動に従事している状況であること。

また、令和7年の4月から消防庁では、女性活躍に向けた取組を充実させるため、女性消防吏員の確保、育成、職域拡大を更に進めていく方策や、性別、年齢を問わず全ての消防吏員が継続して勤務できる働きやすい職場環境作りに向けた方策について検討をしていたり、女性採用者数の増加を目的とした幅広い採用広報活動や、消防本部に対する女性活躍推進アドバイ

ザーの派遣、消防庁舎や災害派遣時等における女性専用施設の整備に対する財政支援など、女性消防吏員が働きやすい職場環境の整備の支援を行っていたりと、女性消防吏員の大先輩の方々が様々な苦労を伴いながら切り拓いた道を更に広くまっすぐな道にしていくため努力をしていく、との心強いお言葉をいただいた。

「講演」は、日本体育大学保健医療学部教授の中澤真弓様に、「女性消防吏員のキャリア形成と今後の展望～なぜ女性消防吏員が必要なのか～」をテーマにご講演いただいた。中澤様は、約20年間東京消防庁で勤務され、現在は日本体育大学で救命士を養成されている。また、令和7年4月からは総務省消防庁の「消防本部における女性活躍推進に関する検討会」の座長として、政策提言もなさっている。



大沢博長官の挨拶



中澤真弓教授の講演

講演では、中澤様が現在取り組まれている「消防吏員の女性比率低水準の要因分析とキャリアパスの具体化」に関する研究の調査(アンケート)の結果についても考察していただいた。

「基調講演」は、株式会社タフ・ジャパン代表取締役の鎌田修広様に、「異業種から学ぶ、災強・最幸のチームづくり」をテーマにご講演いただいた。鎌田様も元消防吏員で、横浜市消防局で17年間勤務後退職され、人材育成と消防体育の普及をライフワークとするため、“株式会社タフ・ジャパン”を設立し、災害に強い人材育成を中心に年間約200件の講演を実施している。災害時等における厳しい状況下でも最大限のパフォーマンスを発揮できる人材の育成と、消防の現場で培われる「絆」や「チームワーク」の重要性、メンバーが互いに信頼し高めあう最高に幸せなチームづくりのための実践プログラムを伝授していただいた。

「分科会」は、「みんなどうしてる？ 仕事と



鎌田修広代表取締役の基調講演

家庭の両立～1人じゃない！ 育児や介護、思い切って打ち明けよう～」「心と体を健康に保つ！ ～人間関係、ストレス、ハラスマント、体力維持などについて～」「安全管理と現場活動～安全管理、緊急消防援助隊、女性の活動制限などについて語り合おう～」「キャリアプランを作成しよう！ ～作ってみよう！ 自分のより良い消防人生を～」の4つに分かれてグループディスカッションを行った。

全国の消防吏員へメッセージ

年に1度のJFFW交流会、全国の仲間が一堂に会し、日頃の悩みやキャリア形成について話し合える貴重な機会です。他都市の女性消防吏員がどのように活躍しているかを知ることは、私たち自身のモチベーションアップや視野を広げることに繋がるはずです。次回は神奈川県川崎市での開催です。是非、会場でお会いしましょう。



分科会



大阪・関西万博における予防対策

現場
レポート

大阪市消防局予防部

はじめに

令和7年4月13日から同年10月13日まで184日の間、大阪市此花区の夢洲で開催された大阪・関西万博(以下「万博」という)。開幕前には、予算の超過や会場の安全性をめぐる懸念から批判の声が多かった万博であったが、開幕以降は右上がりの盛り上がりを見せ、最終的には2,500万人を超える来場者で賑わい、惜しまれつつ幕を閉じた。

万博公式キャラクター「ミヤクミヤク」の人気もさることながら、世界各国の文化や未来社会の展示などを通じ、多くの人々に感動を与えてくれた万博。一方、開催地の消防を担う大阪市消防局では、来場者の安全・安心を守るために、万博開催が決定した令和元年から長期間にわたり着実に準備を進め、万全の体制を整えて開幕を迎え、そして、無事に会期を終えることができた。本稿では、火災予防の視点からその取り組みの一部を紹介したいと思う。

開催概要

- ・名称 2025年日本国際博覧会
- ・略称 大阪・関西万博
- ・テーマ いのち輝く未来社会のデザイン
- ・コンセプト 未来社会の実験場
- ・開催期間 令和7年4月13日(日)～10月13日(月) 184日間
- ・会場 大阪臨海地域 此花区夢洲
- ・会場面積 155ha
- ・参加国数等 158か国、7国際機関(令和7年2月13日時点の参加表明)

大阪・関西万博消防センターについて

万博開催に向けた様々な準備の一つとして、万博会場内の安全・安心のために令和7年2月3日に会場内の管理棟に「大阪・関西万博消防センター」(以下「万博消防センター」という)を設置した。管轄の此花消防署の下部組織として位置づけられ、大阪・関西万博消防センター所長の下、予防、警防、救助、救急を配置した。なお、管理棟内には万博消防センターのほか、博

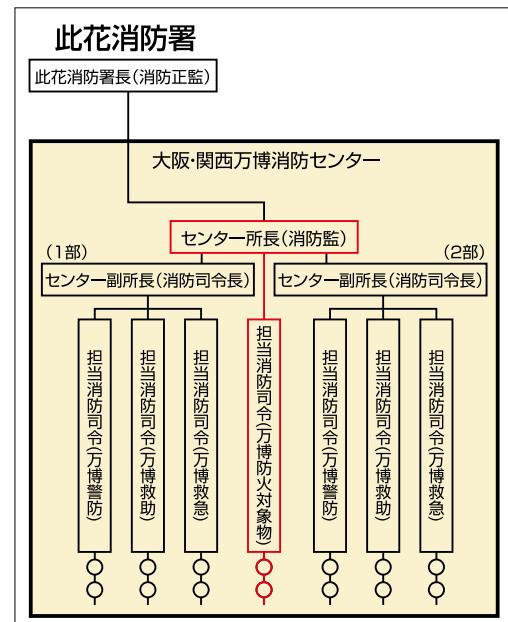
覧会協会、警察拠点が設置された。

予防担当について

令和5年4月から、此花消防署予防担当を増員し、万博に関する予防体制を強化した。その後、令和7年2月からの万博消防センター運用開始に伴い、此花消防署から万博消防センターに当該予防担当を移設し、同様の業務を継続した。

特殊なイベント、国家的なプロジェクトである万博は、それに携わることが貴重な機会であり、携わったことを通じて、その職員をはじめ組織力のさらなる能力向上が期待されることから、受託研修制度を活用し、大阪府内の消防本部から受託研修生を受け入れ、共に業務にあたった。

予防担当の人員としては、万博会場内に整備されるパビリオン数や施設規模から勘案し、万博消防センターに10人を配置した(うち5人は受



組織図



会場配置計画図

託研修生)。

また、通常の勤務時間(9時00分～17時30分)と遅番の勤務時間(11時30分～20時00分)の2班のシフト制とし、土日祝日を含む毎日、9時から20時までの幅広い時間で対応できるようにした。

各種届出について

主な届出申請は下表のとおりである。

立入検査について

万博開催期間中には、「大阪・関西万博消防体制予防対策基本計画」に基づき関連する各施設への立入検査、要人など来訪時の緊急立入検査及び万博会場全体の巡回視察を実施した。

事前対策として、大阪市内の主要なホテルや駅など来訪者の増加利用が見込まれる施設について、管轄する消防署により令和6年度内に立入検査を実施し安全を確保した。

万博開催期間中の対策としては、会場内のパビリオンや劇場など来場者が利用する各施設約120件に対して、来場者が増加すると見込まれた夏休み前の6～7月に立入検査を実施した。パビリオンの検査は、主に万博開場前の8時から9時までに実施することとなった。

また、巡回視察を毎日実施し、火災予防に関する会場の安全と管理状況を確認した。広大な会場において、協賛企業から貸与されたモビリ



万博消防センター 予防担当と研修生

ティが活躍した。

万博会場の立入検査等実施計画に併せて、当局職員の予防業務における能力向上及び実践的な経験の蓄積を目的とし、「立入検査等実践研修」を実施した。研修内容としては、大阪市内全域の消防署の予防担当者から希望者を募り、研修指導者が実施する通常立入検査や巡回視察に同行する形式で行った。

自主防災体制について

万博開幕に先立ち、各パビリオン等から防火管理者を選任させ、自主防災体制の確立を図った。海外パビリオン関係者に対しては英語及びフランス語に対応した防火管理講習を開幕前に

主な届出申請

区分	令和6年												令和7年											
	以前	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月				
着工届・設計届	233	15	21	24	50	76	45	43	61	67	56	42	48	10	3	1	2	0	0	0	0	0	0	0
消防用設備等設置届	6	0	3	40	12	18	65	79	105	107	92	160	197	36	6	10	9	3	4	0	0	0	0	0
防火対象物使用開始届	1	1	0	11	9	0	12	20	28	38	28	88	111	41	5	5	3	0	0	0	0	0	0	0
条例第24条	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	4	9	23	11	15	13	18	0	0	0	0	0	0
条例第58条	17	2	4	1	1	3	0	1	0	0	0	0	9	85	80	67	93	89	72	9	0	0	0	0

※条例第24条：大阪市火災予防条例第24条(喫煙等の禁止場所の指定：許可申請)

※条例第58条：大阪市火災予防条例第58条(煙火の打上げ、催し物の開催、露店等の開設、現場事務所の設置の届出)



会場内の巡回に活躍したモビリティ

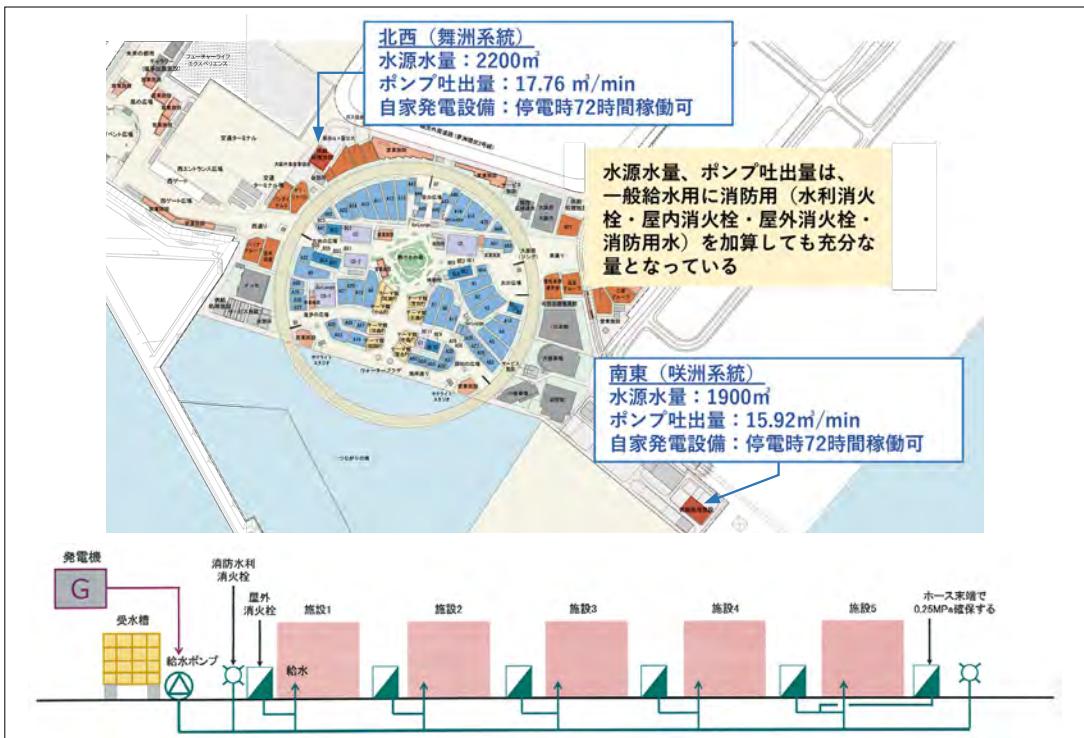


2回実施した。

自衛消防訓練の指導は、博覧会協会が実施する集合消防訓練時に英語通訳を付けて行い、初期消火や通報訓練、煙体験としてVRゴーグルや煙テントを使用した避難訓練に加え、起震車による地震体験を実施するなど、工夫を凝らした。

会場内での火災等災害について

開幕前は、建築工事中の海外パビリオンの天井裏に設置されていたリレー配線が原因の火災が1件発生した。会期中は、モバイルバッテリーの火災が2件、また、たばこが原因と考えられる火災が1件発生したが、いずれも大きな火災には至らなかった。



なお、モバイルバッテリー火災対策として、開幕前から砂入りのペール缶を万博消防センター及び各消防詰所の計4か所に配置し、発煙等したバッテリーを来場者が持ち込んだ場合や、消防隊が出場する際にも迅速かつ適切に対応できる体制を整えていた。

消防用設備等の特例について

万博会場の多くの施設は、消防法令に基づき、屋内消火栓設備、屋外消火設備及び消防用水の設置が必要となる。しかし、会場内の施設は、仮設建築物であること、約170棟が隣接していること、消火水槽を埋設することができないことなどから、会場に設けられる万博給水システムを、消防法令上必要となる水源水量・ポンプ性能等と同等以上に確保することで、消防法施行令第

万博給水システムとは…

万博会場は2系統(舞洲・咲洲)から給水されており、それぞれの系統には、水槽、ポンプ、発電設備が設けられている。

水槽は、一般給水用に消防用の必要水量を加算しても充分な水量を貯留。ポンプの吐出量は、必要吐出量の約1.2倍の性能を確保。自家発電設備は、72時間稼働が可能である。

32条の規定を適用し、当該消防用設備等の一部とすることを特例として認めた。

おわりに

大阪・関西万博は、大きな事件や事故もなく成功裡に閉幕した。184日間という長期に及ぶ大規模イベントにおいて、来場者の安全確保という使命遂行に大阪市消防局は総力を挙げて臨んだ。火災予防面でも、広大な敷地に世界各国の独自設計によるパビリオンが建設され、また、関係者の多くは外国人であり文化や考え方が多く異なることなど従来とは異なる視点での安全対策等が要求された。不斷の緊張感を維持しつつ、状況に応じて柔軟かつ的確に対応し続け、無事に閉幕の日を迎えることができたことは、大いなる誇りである。

加えて万博は、我々消防職員にとって多くの学びを得る貴重な場であった。ここで得た経験や知見を糧に、これからも引き続き市民が安心して暮らせる「未来の大阪のまち」を守り続ける所存である。さらにこの貴重なレガシーを、次世代の職員へとしっかりと継承していく決意である。



万博消防センターのメンバー



エッセイ

港区観光大使・カモ虎課長が紹介! オフィス街で行われた防災フェスとは

港区観光大使 虎ノ門ご当地キャラクター カモ虎課長

皆さまごきげんようッ！ 虎ノ門のご当地キャラクター兼、港区観光大使のカモ虎課長ですッ！ 歴史あり未来あり、私には借金ありの街・虎ノ門で日々イメージアップに励んでおりますッ！

ふだんは、「グリーンバード」という街の清掃活動で周辺企業の皆さんと一緒にゴミ拾いをしたり、町会のお祭りの応援に駆けつけたりと、虎ノ門や港

区の魅力をアピールするのが仕事ですッ！ 「何であなたのゴミを私が早起きして拾わなきゃいけないんですか？」と言ってみたいところですが、実際は皆さんマナーが良くて出番がまったくありませんッ！

そんな私がここ数年、特に力を入れているのが「防災」ですッ！ 再開発が進みオフィスビルが林立す



る虎ノ門ですが、いざという時に自分と仲間、そして街を守れるかどうかは日頃の備え次第ッ！ だからこそ「この場所ならではの備え」をみんなで考えようじゃないか、ということで始まったのが、防災イベント「PINPOINT BOSAI TORANOMON（ピンポイント防災）」なのですッ！

舞台は、「西桜公園」ッ！ オフィス街のど真ん中にありながら、仕事をサボ……いえ、ホッと一息つける憩いの場ですッ！ ここで、虎ノ門一丁目琴平町会と桜川町会がタッグを組み、2023年から防災イベントを続けてきました。今回で3回目ッ！ 仲間も増え、街の恒例行事になりますつありますッ！

2025年は11月7日（金）に行われ、ずばりテー

マは「ビルが立ち並ぶ都市防災について考えること」ッ！ 協賛企業は、まちづくりや建設、ビル管理などに関わる15社ッ！ 普段はスーツでビジネスと決めている皆さんですが、この日ばかりは動きやすい服装で公園に集合し（いつもどおりスーツの人もいましたが）、子どもから大人までごちゃまぜで学び合う一日になりましたッ！

イベントは前半と後半の二部構成ッ！ 前半は、東京消防庁芝消防署の皆さんと一緒に街を歩く「防災まち歩き」でしたッ！ 約40人の参加者が、消防署職員や消防団員の案内で、公衆電話やAED、消火器、消火栓の場所をチェックしながら虎ノ門の街をてくてく散策。「こんなところにAEDがあったんだ！」と驚く声があちこちから上がり、





「非常にどこへ駆け込めばいいか」を体で覚える時間になりましたッ！ 街歩きのあとは消火器やAEDの操作体験も行い、参加者の表情は真剣そのもの。私もポーズだけはキリッと決めて、いざという時の頼れる課長をアピールしておきましたッ！

後半は、西桜公園の特設ステージが舞台ですッ！ 東京消防庁芝消防署の署長さんや職員の皆さんがあつたし、能登半島地震での活動映像も交えながら、初期消火の重要性や家庭用消火器の普及、日頃の備えについて語ってくれましたッ！ 映像を見つめる参加者の目は真剣で、「遠くのできごと」ではなく、「明日の虎ノ門のこと」として防災を考えるきっかけになったはずですよッ！

とはいって、防災は「怖い」「難しい」だけだと長続きしませんッ！ そこで企画されたのが、お笑い企画「虎笑門(とらえもん)」ッ！ 今年はお笑いコンビの三拍子とハラハシモト、トリオのアベコベ山脈が出演し、会場の笑いをかっさらっていましたッ！ しかもただのライブではありませんッ！ 会場に設置した機器でお客さまの笑顔を

計測し、もっとも「笑顔度」が高かった組を決める仕組みッ！ 見事、優勝を飾ったのはハラハシモトッ！ 防災イベントでトロフィーを掲げる芸人を見て、「笑いは心の備えだな」としみじみ感じた次第ですッ！

お腹も心も満たすのが虎ノ門流防災イベントッ！ 会場では、かまどベンチを活用した「TAKIDASHI GRAND-PRIX 2025(炊き出しグランプリ)」も開催されましたッ！ ダイニングバー「Come Back」、クジラ料理専門店「鯨の胃袋」、キッチンカー「ハレトラ屋台」の3店が出場し、地元企業チームがかまどベンチで料理を温めて提供ッ！ 来場者の投票でグランプリを競った結果、「鯨の胃袋」がトップに輝きましたッ！

さらに、「トヨタモビリティ東京 虎ノ門店」による電気自動車の外部給電デモンストレーションも実施ッ！ 会場には「クラウン スポーツ PHEV」がドーンと登場し、車から取り出した電気でポットやトースターを動かす様子に、子どもたちは興味津々、大人たちは「これがあれば停電時も安心だね



え」と感心していましたッ！ 起震車体験や防災グッズの紹介コーナーもあり、「見て・触って・体験して」学べるのが、このイベントの特徴ですッ！

来場者には、老舗煎餅店「虎ノ門きや」のお煎餅や簡易トイレなどとセットにして、中央日本土地建物オリジナルの防災ノートをプレゼントッ！ おいしいお菓子を頬張りながら、「あ、非常用トイレもちゃんと用意しておかなきゃ」と家の備えを考えるきっかけになったのではないでしょかッ！

この防災ノートには、防災知識を書き込めるノートのほか、虎ノ門周辺のAED・消火器・公衆電話マップ、非常用トイレや備蓄のチェックポイント、かまどベンチなどの防災設備情報など、さまざまな防災情報を収録していますッ！ さらに、電気供給や防災グッズに関するインタビューも掲載されていて、ページをめくりながら「へえ～」と学べる一冊ッ！ デスクや自宅に置いておけば、ふだんはメモ帳代わりに使いながら、いざという時には“虎ノ門ワーカーの頼れる相棒”になってくれるはずですッ！

災害はいつ起こるかわかりませんッ！ でも、顔見知りが増えれば増えるほど、いざという時に助け合える可能性は高まりますッ！ 「PINPOINT BOSAI TORANOMON」は、そんな“顔の見える関係づくり”から始まる防災フェスですッ！ 虎ノ門にお勤めの皆さま、そして近隣にお住まいの皆さま、来年はぜひ一緒に西桜公園で防災を学び、笑って、食べて、つながってみませんかッ？ その時はもちろん、この私力モ虎課長が、全力で皆さまをご案内いたしますッ！ 建前は地域貢献、本音は私のイメージアップと昇進・昇給のためッ！ でも結果的にみんながハッピーなら、それが一番の防災だと信じておりますッ！



第9回 予防業務優良事例表彰

「予防業務優良事例表彰」は、全国における各消防本部の予防業務の取組のうち他団体の模範となる優れたものを表彰し、広く全国に紹介することにより、予防行政の意義や重要性を広く周知し予防部門のモチベーション向上を図るとともに、各消防本部の業務改善に資することを目的として、消防庁において平成28年度に創設されたものである。第9回の応募事例の中から、消防庁長官賞、優秀賞を受賞した事例について紹介する。



学校教育の場に火災予防を! デジタル教材「えみり先生の防火教室」

岐阜市消防本部予防課 予防指導係長 田中亮司

事業着手の背景

近年、製品における防火安全性能の向上や住宅防火機器の普及などにより、火災件数は全国的に減少傾向にある。火災の減少は消防行政にとってこの上ない喜びであるが、その一方で、人々の火災への危機感が希薄となり、ひとたび発生すれば甚大な被害に至ることが懸念される。

火災予防の思想をいかに次世代に繋いでいくかは、我々消防に課せられた新たな課題であるといえる。

子供の時に見た印象深い映像は、大人になっても記憶に残っていることが多い。当本部は感受性の豊かな小中学生を対象に火災予防の普及啓発を図り、将来的な火災予防にも繋げたいと

①火災に関する問題を動画で出題

火災の起きている
部屋から
避難するとき

① ドアを開けたままにする

②回答を選択

①とびらを開けたままにする

②とびらを閉める

③とびらのカギを閉める

③答え合わせと動画による解説

理科の実験を思い出してみよう

ドアを閉める
新しい空気が入らない
燃え広がるスピードダウン!!

教材の構成

電気火災に関する問題

消火器の取り扱いに関する問題

の思いから、学校教育の場で活用されているタブレット端末を媒体とした火災予防広報資料の制作に着手した。

取組の内容

- 広報資料は子供たちの興味を引き、かつ、記憶に残るように、以下の5点を踏まえた動画を作成することとした。
 - ①楽しんで取り組めるように、クイズ形式で構成する。
 - ②小学校の理科で習う「物の温まり方」「燃焼のしくみ」の実験を引用し、学校教育と火災予防を紐づけ、よりイメージしやすくする。
 - ③授業（1コマ45分）で活用してもらうことを想定し、動画時間は30分程度とする。
 - ④教室のスクリーンに映して授業形式で行う「授業用」と個人のタブレットで自主的に行う「個人用」との2パターンを作成し、活用の幅を広げる。
 - ⑤低学年にも理解できるよう、イラストや図を多く挿入し、全編に読み仮名入りのテロップを設ける。
- 動画を撮影するにあたり、出演者は、あえて消防職員以外でキャスティングし、ソフトな印象を持たせるようにした。子役には少年消防クラブ員、メインキャストには県内の小学校で教員

を務める「えみり先生」に出演を依頼した。えみり先生は学生時代、子供向けの防火教育について研究されており、当本部が技術協力したという縁があった。今回のクイズには研究成果を踏まえたものが多く、出演についても快諾をいただいた。

ナリオの作成、動画の撮影や編集、イラストの作画などは各分野を得意とする職員で分担した。いずれも専門業者への委託は行わず、設備や器具は既存のものを活用したため、経費をかけずに進めることができた。

約半年の制作期間を経て、デジタル教材「えみり先生の防火教室」が完成した。えみり先生が、「火事を発見したとき、何番に電話すればよいのか」「119番通報時に何を伝えればよいのか」「電気による火事はどのようにして起こるのか」「消火器の使用手順」など合計10問のクイズを出題する。子供たちは自身のタブレットで選択肢から回答し、答え合わせと解説動画に進む。特にこだわったのは、クイズの解説部分である。単なる答え合わせではなく、なぜその答えなのかを学校教育や日常生活と紐づけて、理解しやすいように構成した。例えば、避難のときに火元の扉を閉めることや姿勢を低くすることの理由をろうそくとビーカーを用いた理科の実験映像を用いて解説したり、きつく束ねたコードから出火



PRポスター

する様子を再現実験の映像で示したりして、子供たちがよりイメージしやすいようにした。

令和6年11月、管内106の小中学校、特別支援学校に通う子供たちのタブレット端末へ配信を開始した。管内4市1町の各教育委員会の協力により、学校で日常的に使われている学習用ツール「ロイロノート」を経由して行い、子供たちが手軽にアクセスできるようにした。さらに、配信に併せてPRポスターを各学校の校舎内に掲示してもらい、子供たちの積極的な利用を促した。

成果

配信を開始して以降、多くの子供たちに挑戦してもらっている。校内活動に取り入れた小学校もあり、教室のスクリーンに映し出したり個人のタブレットで取り組んだりと、学習環境に応じた方法で教材を活用してもらった。単なる動画資料ではなくクイズ形式としたことが功を奏し、子供たちは終始真剣な目で取り組んでいた。

アンケート調査を実施したところ9割以上の児童が「火災についての理解が深まった」「わか



りやすかった」と回答した。また自由記入欄には、「クイズが楽しかった」「理科の実験がわかりやすかった」との意見が非常に多かった。

また、動画を視聴して疑問に思ったことは、ロイロノート内に設けたアンケートフォームからいつでも質問することが可能で、「火事が起こりやすい季節はいつか」「家中で火事が起きやすい場所はどこか」などの質問が多数寄せられている。質問への回答をQ&A資料として随時アップロードし、さらに知識を深めてもらえるようにしている。

火災予防広報を視聴者参加型の動画形式にしたことで、受け取る側の関心度が高まり、なおかつ、学校教育や日常生活に紐づけて広報を行ったことで理解度が大きく上がった。現在、動画を市公式YouTubeチャンネルにアップし、より多くの人に閲覧してもらえるようにしている。



□岐阜市公式YouTubeチャンネル



一般社団法人日本消防設備安全センター

旧「消防交流広場」に関する注意喚起

重要

現



会員登録せずにご利用いただけます。

四



消防に携わる皆様へ朗報！

消防术语广播

1. [Home](#) 2. [About](#) 3. [Contact](#)

アクセスしないでください。

当センターでは消防防災関係の業務に携わる皆様に広くご活用いただくことを目的として、2014年10月よりWebサイト「消防交流広場」を運営しております。2024年3月のリニューアルに伴い、旧「消防交流広場」は廃止いたしました。

なお、旧「消防交流広場」のURLは、現在、当センターとは関わりのない第三者によって管理されており、旧URLやそのリンクバナーが、**別の管理者が運営するサイトへリダイレクトされる事象**が確認されております。旧サイトへアクセスされませんよう十分ご注意ください。何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

今後とも、皆様に安心してご利用いただけるサイト運営に努めてまいります。

日本消防設備安全センター 毎月25日頃配信 メールマガジン

日本消防設備安全センター メールマガジン (3月25日)

安全センター職員より

各種点検資格者再講習については、令和3年度に第1種消防設備点検資格者と第2種消防設備点検資格者の、令和4年度には防火対象物点検資格者、防災管理点検資格者のオンライン化を行いました。オンライン講習導入から令和6年度まで累計16,800名を超える申し込みをいただいている

更に令和6年度には消防設備士講習の指定講習機関となり、オンラインによる消防設備士講習を昨年1月から開始し、76年度は3,600人を超える受講者がおりました。

令和7年度は、オンラインによる消防設備士講習が4月1日から、各種点検資格者再講習が7月1日から、順次、受け付けを開始します。一部のメディアでも取り上げていただきましたが、実施概要をみて、ご参考ください。

やスケジュールの詳細はHPの専用サイトでご確認いただけます。是非、お申込みください。

A photograph showing a person's hands typing on a silver laptop keyboard. The background is slightly blurred, suggesting an office or study environment.

メールアドレス登録お気軽



 [https://bvam003.am.arara.com/
fescmail/subscribe.php](https://bvam003.am.arara.com/fescmail/subscribe.php)

情報を忘れずキャッチ!

月刊フュースタ公開講習会

技術部からのお知らせ(認定・評定・評価)

担当者 企画研究部 櫻井／国分
TEL. 03-5422-1492
FAX. 03-5422-1584
メール  kikaku119@fesc.or.jp

火災による人命危険が高い防火対象物に 建築部局と同時に命令、 告発を行つた違反処理

札幌市消防局中央消防署予防課 査察一係長 矢野淳也／前査察一係 堀田司



はじめに

札幌市は、四季折々の自然や食文化、都市機能が調和し、国内外から多くの観光客が訪れる国際観光都市である。その中でも中央区は、日本有数の歓楽街すすきのを有し、商業・観光の中心として、民泊の届出数は1,200を超えており、多くの宿泊施設と商業施設が集中している。当局では、これらの地域特性を踏まえて、民泊の届出状況に関する保健所との情報共有、警察や建

築部局など関係機関との風俗施設や飲食店ビルなどへの合同立入検査など、効果的・効率的な防火安全対策に取り組んでいるところである。

本稿では、建物竣工後に無断で造作工事が行われたことにより、多くの消防法違反、建築基準法違反が発生した事案に対して、消防と建築部局が連携し、一貫した指導を行い、同時に命令、告発を行うことで違反是正に至った事例を紹介する。

対象物概要

用途：複合用途防火対象物

((16)項イ：共同住宅、民泊)

構造：耐火造 地下1階地上14階建て

延べ面積：3,082.590m²

収容人員：165人

違反者：株式会社A 代表取締役a

※当該防火対象物は、建物中央部が屋上まで吹き抜けの光庭となっており、外気に面していることから、竣工時から共用部分は屋外として取り扱われてきた。

違反覚知

令和2年、当該防火対象物の9階で火災が発生した。この火災により発生した大量の煙は、建物中央部の吹き抜け最上部から屋外に排出されるはずであったが、建物上階に煙が滞留していた。煙が滞留したことにより、多数の建物利用者が避難困難となり、負傷者が発生した。また、大量の煙により、消防隊の活動は、極めて困難なものとなった。

火災発生の翌日、建築部局と連絡を取り、合同で立入検査を実施することとした。立入検査の結果、大量の煙が滞留した原因は、光庭になっている吹き抜けの上部にガラス屋根が設置されていたためであると判明した。そのため、今まで



吹き抜けの状況

屋外として扱われていた共用部分は、外気に面していないことにより、屋内としての取扱いとなり、算入すべき床面積が生じ、各種法令で様々な違反が発生することとなった。

違反事項

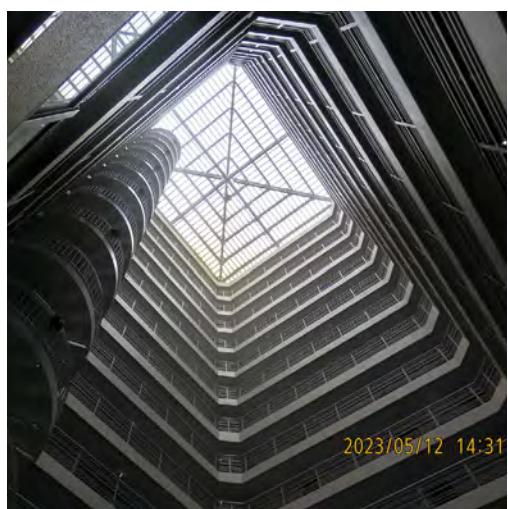
当該防火対象物の共用部分が屋内扱いとなつたことによる違反事項は、以下のとおりである。

● 消防法違反

自動火災報知設備一部未設置、スプリンクラー設備一部未設置、総合操作盤未設置

● 建築基準法違反

防火区画(面積区画、高層区画、堅穴区画)の規定違反(未形成)、避難階段の構造違反、排煙設備未設置、非常用照明の一部未設置



ガラス屋根の状況

合同立入検査後の対応

共用部分が屋内と判断されたことで生じた消防法違反は建築基準法違反に起因するため、ガラス屋根が撤去され、共用部分が屋外扱いに戻ると消防法違反も是正される一方、消防用設備等を設置するだけでは建築基準法違反は解消されない旨を違反者に説明した。

そのため、建築基準法違反を是正することで双方の法令違反を是正し、建物の安全性を確保することが望ましいということを消防、建築部

局、違反者の三者で相互に確認した。火災を発生させたということもあり、当初は違反者も違反是正に前向きであった。

違反者からの申し出

違反者から是正計画書が提出され、建築基準法違反を是正することで、消防法違反も是正するとの内容であった。よって、建築部局が主体となって違反是正を進めていたが、2回目の是正計画書が提出された後もガラス屋根の撤去は難航していた。是正期限が近づいてきた頃、消防、建築部局、違反者で行った三者協議の場で違反者側から以下の申し出があった。

- 1 ガラス屋根を撤去すると、雨や雪が建物内に入ることになるが、その場合の防水措置が十分に施されていないことが分かった。
- 2 防水措置を行う前にガラス屋根を撤去すると、居住者や利用者に危険が及ぶ可能性があるので、そのような運営はできない。
- 3 建物設計士とも違反は是正について検討を進めているが、新たな建築設備・消防用設備等を設置することで建築物の限界耐力を超えてしまい、地震等の災害に耐えられなくなるおそれがあると建物設計士から話があった。
- 4 防水措置を施す工事には費用と時間を要することから、別の方法で解決できないかを法人内で検討している。検討の結果を是正計画書として再度提出する。

この申し出後、しばらくして3回目の是正計画書が提出された。違反者法人内で検討を重ねた結果、ガラス屋根撤去以外の是正方法については現実的ではないと判断され、結果的にはガラス屋根の撤去を半年後に先延ばしする内容となっていた。

建築部局に確認したところ、新たな設備を設置することにより、限界耐力を超過する可能性については、否定できないとのことであった。

違反処理の決定

違反者からの申し出を受け、今後の対応について検討を行った。先述のとおり、当該防火対

象物の違反是正は、建築基準法の違反是正が主目的であるが、過去2度にわたり是正計画が延期されていることを踏まえ、違反の早期是正を図るために指導を強化する必要があると判断した。次に消防用設備等を設置させることで、消防法だけでも違反を是正させて安全性を確保すべきなのか、それとも、違反者側から設置により限界耐力を超過する旨の申し出を受けていることや、建築基準法違反も考慮し、別の方針で対応を行るべきなのか、係内で議論を重ねた。

議論を重ねる中で、①火災発生時、上階に煙が滞留したこと、避難が困難となり負傷者が発生したこと、②消防隊の活動に支障を來したこと、これら2点を考慮すると、消防用設備等を設置し、消防法違反だけを是正しても、ガラス屋根が撤去されなければ火災発生時の危険性を排除することができないと結論に至り、消防法第5条による違反処理を検討していくこととした。

また、消防では、行政処分を見据えた違反処理へ移行することを建築部局へ伝え、このままでは違反が是正される見込みが低いこと、火災発生時の危険性が高いことから、ガラス屋根の撤去を目指し、消防と建築部局が足並みを揃えて行政処分を見据えた強い指導を行っていく必要があることを建築部局と確認した。

顧問弁護士への相談

今後の対応についての検討事項をまとめ、当局の顧問弁護士に相談したところ、以下の回答を得た。

- 1 限界耐力を超過するおそれがある中で、新たに消防用設備等を設置させる命令を発することは適切ではない。
- 2 火災発生時、煙の滞留により、負傷者が発生したこと、消防隊の活動にも支障を來したことを考慮すれば、消防法第5条の命令要件を満たしていると考えられる。
- 3 消防用設備等の設置とガラス屋根の撤去を比較した場合、費用面からガラス屋根を撤去した方が違反者側の負担が少ないため、警察

比例の原則からガラス屋根の撤去により違反是正を図ることが適切である。

4 消防単独で違反者に指導をしていくよりも、建築部局と足並みを揃え、行政として一貫した指導を行うことが望ましい。

警告書の交付

顧問弁護士への相談結果を踏まえ、消防法第5条に基づく警告を行うことを決定した。用途や面積等により、命令の要件が法令で明確に示されている消防用設備等の設置維持命令とは異なり、消防法第5条では個別具体的な火災危険が要件となってくるため、火災発生時の状況や、現在の消防用設備等一部未設置、防火区画未形成、排煙設備未設置等に伴う火災危険を要件として違反調査を進めた。

警告事項については、①警察比例の原則を踏まえ、必要最低限度で火災危険を排除できること、②建築基準法、消防法の違反是正につながること、③違反者側から疑義が生じないこと、これらをポイントとし、建築部局にも相談をした上で検討を行った。

検討の結果、「光庭、開放廊下部分を外部に有効に開放するなど、床面積の発生しない部分となるよう措置すること」という警告事項とした。履行期限については、防水措置をした上でガラス屋根を撤去するために必要と想定される期限が、是正計画書で示された期限と近かったこともあり、提出された是正計画書の履行期限と同日とした。

また、建築部局においても、是正計画書の期限までに違反が是正されない場合は、建築基準法第9条に基づく命令を行う旨を記載した指導文書を同日に交付した。

なお、当該防火対象物は、民泊が複数届出されていたことから、民泊を所管する保健所にも情報提供を行った。

建築部局との同時命令

警告書交付後も違反が是正される見込みがなかったことから、警告の履行期限前から命令に



命令に伴う公示(標識設置)の状況

向けた準備を開始した。消防法第5条に基づく命令については、過去の事例において違反者側から審査請求がなされ、対応に苦慮した経験があつたことから、慎重に違反調査を行った。建築部局については、既存建築物への行政処分の経験がなかつたが、行政処分の必要性、当該防火対象物における火災・人命危険のほか、消防と建築部局が足並みを揃え、「住民の命を守る」ため強力に指導することで、違反の早期是正に直結するということを伝えたところ、行政処分を行うことを決断し、消防と建築部局が同日にAに対して命令を行った。

なお、命令を行う前には、行政手続法に基づき、弁明の機会を付与したところ、違反者側から違反事項や命令を行うことを是認するという内容の弁明書が提出された。違反が是正されない理由については、ガラス屋根の撤去及び防水措置には高額な費用が必要であり、違反者のAとガラス屋根の設置を指示したとされる前代表取締役(現会長)であるBとの間で費用負担等について、簡易裁判所で調停を行っているためとのことであった。

命令後の動き

命令後も建築部局との連携を徹底して行った。違反者側と連絡を取る際は、メールを含めて必ず情報共有を図ることとした。消防、建築部局双方から指導を続けたが、命令事項が履行されることはなく、履行期限を経過した。その後、命令事項の履行を再度求める催告書を送付したところ、以下の事項が記載された是正計画書が提

出された。

- 1 簡易裁判所での調停が終了し、Bがガラス屋根を自らの責任で設置したと認めたこと。
- 2 上記の事実から、ガラス屋根の撤去、防水措置、建築基準法違反の是正はBが行う旨を確認したこと。
- 3 BはAに対し、令和7年1月末までに、消防、建築部局それぞれが発出した命令事項の履行を約束したこと。

是正計画書には、調停調書の写しが添付されており、調停調書には是正計画書と同様の内容が記載されていることを確認した。この調停調書を受けて建築部局と協議を行った。現在は、消防、建築部局ともに違反者をAに特定し、命令しているが、調停によりガラス屋根の撤去等をBが履行することになったため、Bを違反者として認定し、命令を行う必要があるのか、このまま告発を行うべきか、について検討を行った。

検討の結果、調停の効力は当事者間において有効であり、建物所有者であるAは、命令事項を履行する権原を有していることに変わりはないので、違反者をBへ変更することや追加する必要はないと判断した。また、今までAとBどちらが違反事項を履行するのかを争っていたため、違反が是正されなかつたが、今回の調停により、Bが履行することが決定し、履行の期限も調停調書に定められていたことから、是正計画書で示された期限まで告発を留保することとした。ただし、告発を留保するにあたり、期限までに履行される見込みがないと判断した場合は、是正期限を待つことなく、告発の準備を開始することを方針として定めた。

告発の決定

告発を留保している期間も進捗状況を継続的に確認してきたが、期限までに是正される見込みがなかったため、上記の方針どおり、局予防部との調整や管轄警察署への事前相談、資料作成など告発の準備を開始した。準備を開始した後、消防、建築部局、違反者で三者協議を行い、本件は告発をもって対応することを違反

者側に伝えたところ、後日、違反者の顧問弁護士からガラス屋根の撤去に係る工事請負契約書が提出された。工事請負契約書は、見積書とは異なり、既に工事に関する契約を済ませている書類であることから、この書類が提出されたことを踏まえ、告発を再度留保すべきかの検討を余儀なくされた。しかし、工事開始時期が半年近く先であったこと、今まで何度となく是正計画書が提出されてきたが、ガラス屋根の撤去について具体的な動きが何一つ見受けられない状況等を総合的に勘案し、「再度告発を留保する理由にはならない」という結論に至った。

なお、工事請負契約書と併せて、Aで行われた臨時取締役会議事録の写しが提出されたが、調停での取り決めとは異なり、Bの代理としてAがガラス屋根の撤去を行う旨が記載されていた。その後も刑事告発に向けた準備を進め、告発状を建築部局と同日に管轄警察署に提出した。

違反の是正

告発から4か月が経過した頃、違反者Aからガラス屋根撤去の準備が始まった旨の連絡があったと、建築部局から情報提供を受けた。既に建物に工事の案内文書が掲示されており、工事は1か月ほどで完了する見込みとのことであった。この情報提供を受け、定期的に工事の進捗状況を確認していたが、当初の予定どおり、1か月ほどでガラス屋根は撤去された。

工事完了の翌日に建築部局と共に現地確認を行い、ガラス屋根撤去による各種法令違反のは正と火災発生時の危険性が排除されたことを確認した。告発後、警察の捜査が始まると、違反者は本腰を入れて対応を行い、その後違反が是正されたことから、改めて告発の効果を感じる結果となった。

なお、違反は正の約1か月後に、検察庁から処分通知書が消防、建築部局に同日に届いた。処分区画はいずれも「不起訴」であり、不起訴処分の理由を検察庁に請求したところ「起訴猶予」であった。

指導経過

令和2年 8月	火災発生 火災の翌日に建築部局と合同で立入検査を実施
9月	立入検査結果通知書により消防法違反について指導 ※建築基準法違反が是正されれば、消防法違反も是正される旨を説明
10月	是正計画書(1回目)提出 是正予定：令和2年12月末
12月	是正計画書(2回目)提出 是正予定：令和3年12月末
令和4年 8月	限界耐力設計の関係により、新たな建築設備・消防用設備等の設置が困難である旨の申し出
10月	是正計画書(3回目)提出 是正予定：令和5年4月30日
11月	警告書交付 履行期限：令和5年4月30日
令和5年 5月	弁明通知書交付 改修に係る費用負担等について調停中であると聴取
6月	建築部局と同日に命令書交付 履行期限：令和5年9月30日
10月	催告書交付
令和6年 1月	是正計画書(4回目)提出 簡易裁判所による調停が成立 前代表取締役(現会長)が令和7年1月末までに改修工事を行う旨の取り決め
3月	調停の結果を踏まえて、令和7年1月末まで告発を留保
12月	是正の見込みがないと判断 告発へ移行することを決定
令和7年 1月	違反者の顧問弁護士から工事請負契約書が提出
2月	建築部局と同日に管轄警察署へ告発状を提出
5月	管轄警察署に出頭し、現状確認及び情報提供

7月	建築部局と合同で違反の是正を確認し、違反処理が完結
8月	札幌地方検察庁から処分通知書を受領(当該消防法違反事件は「不起訴」)

事例を振り返って

今回は、建築基準法違反に起因して、スプリンクラー設備一部未設置等の消防法違反が発生したが、火災発生時の人命危険や警察比例の原則を踏まえ、消防法第5条に基づく命令、告発を行った事例を紹介した。違反処理を進める上で判断が難しい場面もあったが、消防法及び建築基準法の違反是正、火災危険の排除、全てを達成する最適な違反処理であったと考えられる。

また、今回の事案は、建築部局との連携が解決の鍵となった。建築部局による既存建築物への行政処分の実例は全国的にも少ないと伺っているが、本事例では、消防と建築部局が同じ目的、同じ熱量を持って一貫した指導を継続し、同時に命令、告発を行ったことが、長期間にわたり違反を是正しなかった違反者の心を動かし、事案の終結につながったと強く感じる事例となった。違反処理を行い、命令、告発に至る事案は、多大な時間を要するものである。

今回の事案においても、違反処理の長期化や担当者の異動など、違反処理がいつ停滞してもおかしくない場面が何度もあった。そのような状況でも、職員が士気を下げることなく真摯に対応を続けられたのは、「市民の命と財産を守る」という使命が前任者から後任者へ確実に引き継がれしたこと、本事例の対応にあたり、担当職員だけに任せるのでなく組織が一丸となって立ち向かっていくという体制を確保したことであると実感している。防火区画や構造の規定に係る建築基準法違反を端緒とし、消防法違反や火災発生時の人命危険に発展したケースは少なくない。このたびの建築部局と連携した違反処理事例が、全国の消防本部で対応する類似事案の参考になれば幸いである。

事例研究

少量危険物貯蔵取扱所から出火した自然発火における発火源及び着火物の調査

少量危険物貯蔵取扱所から出火した火災を事後聞知により覚知した。当初より危険物から出火した可能性が極めて高いと考えられた本件における火災調査の様子を紹介する。

◆はじめに

このたび紹介する事例は、当市において少量危険物貯蔵取扱所（以下「少危庫」という。）から出火し、事後聞知により覚知した建物火災である。

現場見分及び防犯カメラ映像の見分、関係者の供述を考察した結果、電気関係及び放火による出火は否定され、少危庫にある危険物から出火した可能性が極めて高いと考えられた（写真1）。

出火箇所である少危庫の焼損状況から出火点を導き出したが、出火点にある物品から発火源及び着火物の特定に苦慮した（写真2）。

現場の状況及び関係者の供述を基に、出火点にある物品から、発火源及び着火物を明らかにするため、想定し得る発火源及び着火物を組合せ、実験を行い、出火原因を究明し、火災の再発防止を促し、さらに、少危庫の立入査察を実

施し、危険物の取扱い上の違反を是正した事例を紹介する（写真3）。

◆火災の概要

- ・出火日時：令和6年7月時分不明
- ・出火場所：埼玉県さいたま市北区
- ・建物情報：表1のとおり
- ・死傷者：死者0人、負傷者0人
- ・初期消火：無し（自然鎮火）

表1 建物情報

項目	内訳	
構造	コンクリートブロック造	
階層	平屋建て	
用途	少量危険物貯蔵取扱所（少危庫）	
面積	建築面積6m ²	延べ面積6m ²
焼損面積	床面積0m ²	表面積0m ²
焼損程度	ぼや	
焼損物件	収容物若干	



写真1 少危庫の状況



写真2 少危庫内部の状況



写真3 出火点の状況



写真6 内壁及び収容物の状況



写真4 建物外観の状況



写真5 天井面の状況



写真7 床面及び収容物の状況

◆出火時の状況

(1)発見及び通報の状況

従業員が8月1日16時21分頃、少危庫に薬品を納品するため、扉を解錠し、開放した際、少危庫内の金属製ラックにある収容物が燃えた痕跡を発見、事務室にいた責任者に火災があった事實を報告、責任者が16時50分に消防機関へ通報した。

(2)初期消火の状況

本火災による初期消火の実施はなく、従業員が火災を発見した際、少危庫内に火煙は確認できず、焦げ臭い臭気も感じられなかった、との供述を得た。

(3)出火前の少危庫の最終使用状況

従業員が7月26日16時54分頃、少危庫に使用した薬品を戻し、扉を施錠した後、火災を発見するまでの約7日間、少危庫を使用した従業員はいない。

(写真4)。

(2)建物内の状況

天井面に焼損はなく、ケーブルグランド(EX 16BR)、フレキシブルフィッティング(M型 EXW 116M)及び防爆型蛍光灯(BS41G-100)に焼損及び破損は認められない(写真5)。

各内壁に焼損はなく、東側にある金属製ラック(以下「東側金属製ラック」という。)の天板上の収容物が焼損しているのが認められる(写真6)。

床面に焼損はなく、床面は東側の一部が煤けているのが認められる(写真7)。



写真8 東側金属製ラックの状況

◆現場の状況

(1)建物外観の状況

建物外観に焼損はなく、少危庫の北側及び東側は金網フェンスで囲われているのが認められる



写真9 热画像直视装置による温度测定状況

東側金属製ラックの天板上に、パーメックN、スチロールレジンF型及びコバルトNの3種類の危険物があり、さらに、段ボール、ウエス及び刷毛等が焼損しているのが認められる(写真8)。

少危庫内の温度を熱画像直視装置K45(FLIR社製)で測定した結果、最高温度62℃を記録した(写真9)。

◆防犯カメラの状況

防犯カメラの映像は、少危庫の出入口を撮影しており、従業員が7月26日16時54分頃、少危庫の扉を施錠し、8月1日16時21分頃、少危庫の扉を解錠するまで、人の出入りは認められない。防犯カメラの映像を確認するも、施錠から解錠までの約7日間、出入口付近に火煙等は認められない(写真10)。

◆危険物の状況

現場見分時、少危庫の標識・掲示板にガソリ



写真10 防犯カメラの映像の状況(8月1日16時21分頃)

ン及びパーメックN等の記載がなく、消防法令違反が疑われるため、火災調査と並行し、立入査察を実施した(表2)。

少危庫の掲示板は「火気厳禁」と標記され、上の標識・掲示板は「少量危険物貯蔵取扱所、第4類 第1石油類(非水溶性)、品名 シンナー、最大数量 150L」、下の標識・掲示板は「少量危険物貯蔵取扱所、第4類 第2石油類(非水溶性)、品名 石油、最大数量 200L」と標記され、下の標識・掲示板の品名に記載されている石油以外、「少量危険物の貯蔵届出書」と相違はない(写真11)。

危険物の見分に際し、危険物の在庫数、在庫容量及び倍数は、現場見分時に、確認できたもので算出した(写真12)。

ラッカーシンナーは、危険物第4類第1石油類、危険等級II級、内容量3.6Lの一斗缶が4缶あり、小計14.4L、倍数は0.072倍で算出した(写真13)。

表2 少量危険物貯蔵取扱所

項目	内訳	
届出年度	平成18年度	
貯蔵取扱開始年度	平成19年度	
類別	第4類第1石油類(非)	シンナー
	第4類第2石油類(非)	灯油
最大貯数量(L)	シンナー	150
	灯油	200
倍数(1日最大取扱数量)	シンナー	0.75
	灯油	0.20



写真11 少危庫の標識・掲示板の状況



写真12 少危庫の危険物を屋外に展開した状況



写真16 パーメックN、スチロールレジンF型及びコバルトNの状況



写真13 ラッカーシンナーの状況



写真14 テレメンの状況



写真15 ガソリンの携行缶の状況

テレメンは、危険物第4類第2石油類、危険等級Ⅲ級、内容量3.6Lの一斗缶が1缶あり、小計3.6L、倍数は0.0036倍で算出した(写真14)。

ガソリンは、危険物第4類危険等級Ⅱ級、内容量20Lの携行缶が1缶あり、小計20L、倍数は0.1倍で算出した(写真15)。

上記3点の危険物を含め、計24点の危険物の在庫数及び在庫容量を調査し、在庫倍数の合計は「1.064533倍」と、一日最大取扱数量の「0.95倍」を超えていたため、事業所の管理者に即時是正を促し、改善した。

●実験の状況

本火災の出火原因を究明するため、少危庫の出火点にあるパーメックN、スチロールレジンF型及びコバルトNの3種類を使用し、実験を実施した。

なお、従業員から、舞台大道具を作るため、3種類の危険物を自分量で混合し、ウレタン材を作成する旨の説明を受けたことから、発火源は、パーメックN、スチロールレジンF型及びコバルトNの混合液による出火、または、パーメック

N(危険物第5類第2種自己反応物質)が夏の高温下に置かれたことによる出火が推察され、着火物はウエス、刷毛及び紙類が考えられた。

実験は4か月にわたり、計30回を実施し、その中の3事例を紹介する(写真16)。

(1)実験No.1

実験No.1は、各溶液を定温乾燥機(自然滞留式 アズワン社製 ONW-300SB)に入れ、昇温し、各溶液の挙動を観察、データロガ(グラフテック社製 GL240)で温度測定を実施した(表3、写真17)。

(2)実験No.2

実験No.2は、パーメックNとスチロールレジンF型を混合し、可燃物を入れた後、定温乾燥機に入れ、昇温し、可燃物の挙動を観察、データロ

表3 実験No.1-1～No.1-3

	溶液	容量	昇温温度
実験No.1-1	パーメックN	10mL	60°C
実験No.1-2	コバルトN		
実験No.1-3	スチロールレジンF型		



写真17 実験No.1-1の状況

表4 実験No.2

	混合液	容量	内容物
実験No.2	パーメックN スチロールレジン F型	2mL	無
			段ボール片
			アルミ片

※混合液の内訳は、パーメックN「1mL」、スチロールレジンF型「1mL」の計2mLとし、定温乾燥機による昇温は60℃とした。



写真18 実験No.2の状況

表5 実験No.3-1～No.3-5

	溶液	容量	昇温温度
実験No.3-1	パーメックN コバルトN スチロールレジン F型	11mL	無
実験No.3-2			紙(キムワイプ)
実験No.3-3			刷毛
実験No.3-4			ウエス(綿)
実験No.3-5			金属片(鉄)

※混合液の内訳は、従業員がウレタン材を作成する際、各溶液の目安量をもとに、パーメックN「5mL」、コバルトN「1mL」、スチロールレジンF型「5mL」の計11mLとした。

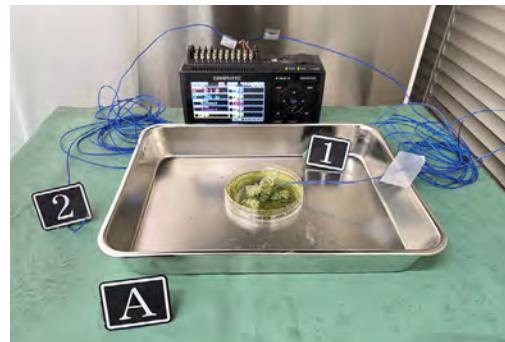


写真19 実験No.3-1の状況



写真20 実験No.3-3の状況

ガで温度測定を実施した(表4、写真18)。

(3)実験No.3

実験No.3は、パーメックN、スチロールレジンF型とコバルトNを混合し、可燃物を入れ、可燃物の挙動を観察、データロガで温度測定を実施した(表5、写真19・20)。

(4)実験No.1結果

実験No.1で各溶液は、定温乾燥機の庫内温度以上に昇温することなく、発煙及び発火は確認できなかった(写真21)。

(5)実験No.2結果

実験No.2で混合液は、定温乾燥機の庫内温度以上に昇温することはなく、発煙及び発火は確認できなかった。さらに、可燃物無し及び段ボール片の混合液は粘質化し、白濁したが、アルミ片の混合液に粘質化はなく、茶色く変色したのが確認できた(写真22)。

(6)実験No.3結果

実験No.3で混合液は、全ての実験で発煙が確認でき、内容物が発火(無炎燃焼)に至ったもの

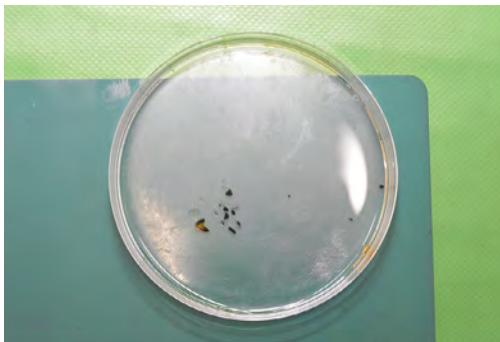


写真21 実験No.1-1パーメックNの状況

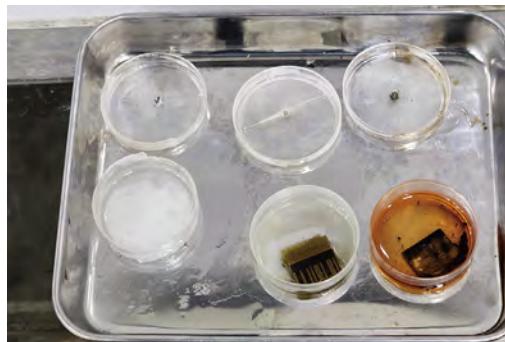


写真22 実験No.2の状況

は、実験No.3-2紙(キムワイプ)及び実験No.3-4ウエス(綿)の2種類であった。データロガによる温度測定の結果、実験No.3は、全ての実験で300°C前後まで上昇した(写真23)。

◆出火原因

現場見分及び防犯カメラの映像見分、関係者の供述を踏まえ、実験を行い検証した結果、出火原因是、何らかの要因によりパーメックN、スチロールレジンF型とコバルトNが混合し、付近にあったウエスに着火、または、パーメックN、スチロールレジンF型とコバルトNの混合液が染み付いたウエスが時間の経過とともに蓄熱し、出火したものと推定した。

◆再発防止

- ・本火災では、少危庫内に第4類及び第5類の危険物が混在していた。パーメックN、スチロールレジンF型とコバルトNの混合液から出火した可能性が高いため、類別の違う危険物の混在させないこと。
- ・パーメックN、スチロールレジンF型とコバルトNの混合液が染み付いた使用済のウエスから出火した可能性が高いため、使用後の危険物及び可燃物を適切に処理すること。
- ・火災調査及び立入査察時、危険物を管理するリストがなく、在庫数及び在庫容量が適正に管理されていないことから、一日最大取扱数量の倍数を超えていたため、在庫一覧表を作成し、在庫数及び在庫容量を適正に管理する

こと。

以上、再発防止対策3点を事業所に促した。

◆おわりに

本火災は、初動の火災調査の段階で、発火源及び着火物と成り得るものを判断するのに苦慮した事案であったが、火災現場の状況及び焼損物件を観察し、発火源と推察されるものを列举し、想定した発火源で出火し可燃物に着火するのか、着火物が自己燃焼を継続するのか、繰り返し実験を行ったことで、出火原因が推定できた。

さらに、事業所に対し、具体的な再発防止を促し、危険物の適正な管理を促す予防面の強化に取組むことができた。

本事例を紹介し、全国の消防機関と情報共有を図ることで、今後の火災調査技術の向上に繋がれば幸いである。



写真23 実験No.3-4ウエス(綿)の状況



世界の大規模火災(上)

2025年

米国における第二次トランプ政権の発足とともに始まった2025年の国際情勢は、長期化するロシア・ウクライナ戦争がなお膠着状態を脱せず、中東ではイスラエル・パレスチナ紛争停戦後の再統治の形をめぐる議論が続いているほか、アジア太平洋では特に台湾をめぐる中国の軍事的抑圧、挑発行為が繰り返されるなど、世界の二極化、規範の空洞化が進み、世界の安定と繁栄に影を投げかけている。

また、世界の社会経済情勢は、パンデミック後の回復基調を維持しつつも、経済安全保障・技術霸権・気候変動などの影響が常態化するようになっている。

このような中、2025年においても、世界各地でさまざまな大規模火災や爆発事故、林野火災などが発生している。本稿では、まず異常気象、気候変動の影響が大きかった林野火災を取り上げ、その後、被害が大きかった火災のうち、主なものを紹介していくこととした。

1 林野火災

はじめに

我が国でも、2月26日(水)に岩手県大船渡市で大規模な林野火災が発生し、1989年以降日本最大となる約3,370haが焼失したが、2025年は前年に引き続き、世界各地において大規模な林野火災が発生している。本稿では、まず、それらのうち主なものをそれぞれ紹介する。

北米における林野火災

(1)米国

1月7日(火)から同月末にかけて、米国カリフォルニア州(ロサンゼルス郡を中心にオレンジ郡・リバーサイド郡・サンディエゴ郡等も含む)で、複数の大規模な林野火災が発生し、少なくとも29人が死亡(1月27日時点)し、数十万人に上る住民が避難・退避の命令や勧告の対象となった。被害が大きかったパリセーズ火災(ロサンゼルス郡/パシフィック・パリセーズ地域)では約9,500haが焼失し、6,837棟の建物が全焼、1,017棟が一部焼失、アルターダーナのイートン火災(ロサンゼルス郡/アルターダーナ/パサーダーナ近郊)では約5,700haが焼失し、9,418棟の建物が全焼、1,071棟が一部



スペイン北東部で発生した山火事(2025年7月8日)(写真:AFP/アプロ)

焼失している。

パリセーズ火災は、ロサンゼルス市西部サンタモニカ山地など周縁で発生したが、1日に放火された疑いのある火災が完全に鎮火しきれず、くすぶっていたものが7日に強風の影響で再燃・拡大したのではないか、と見られている。イートン火災は、アルターナ、パサデーナの北の地域を中心に山腹から火が広がった。原因は明らかにされていないが、電力会社からの送電線が原因となった可能性も指摘されている。今後、原因究明が進めば、関係者に対する責任追及などが行われる可能性がある。

今回の火災では、地上部隊・航空支援(航空消防機による消火薬剤散布)を含む大規模な消火活動が行われたが、秋～冬期の降水量が極めて少なかつたために植生・草木などが乾燥していたこと、また、山から平野に向かって吹き下ろす乾燥した強い風のため火勢が強まることなどから、1月31日に鎮火するまで長期間にわたって燃え続け、大きな被害をもたらす結果となった。これまで、カリフォルニア州では林野火災は夏から秋にかけて発生するケースが多かったが、今回は人為的な要因もあって冬季に発生した異例の火災となり、都市・山林接点地

域(住宅と山林が近接する地域)における火災のリスクに改めて注目が集まっている。

なお、米国では、夏になってから、アリゾナ州(グランドキャニオン)やユタ州、カリフォルニア州でも大規模な林野火災が発生している。

(2)カナダ

カナダでは、全国ほぼ全ての地域で6,127件の林野火災の発生が確認されており、892万2,148haが焼失、8万5,000人以上が避難を余儀なくされ、政府は、「2025年は史上2番目に深刻な火災シーズンになった」と総括している。特にサスカチュワン州、マニトバ州、アルバータ州など、平原地帯の被害が著しかったとされる。この要因として、夏季における高温や、特に西部(ブリティッシュコロンビア州)や平原地域における少雨の影響で乾燥が顕著だったことが挙げられている。

火災による煙の影響で大気汚染も深刻化しており、また、大量の煙が米国の大部分に達したことから、米国からは「打撃を受けている」と不満の声も寄せられているという。

欧州における林野火災

2025年夏、熱波が欧州を襲った。とりわけ南

欧(スペイン、ポルトガル、フランス南部など)や東欧(ギリシャ、ルーマニア、セルビアなど)では連日40℃を超える猛烈な暑さが続き、スペイン南部のエル・グラナドやポルトガルのリスボン近郊のモーラなどでは、6月下旬に46℃前後まで気温が上昇し、同月の観測史上で過去最高を記録した。

この熱波により、欧州各地で林野火災が猛威を振るった。EU域内で2025年中に確認された林野火災(焼失面積が30haを超えるもの)は合計で1,998件、焼失面積はキプロスの国土面積を上回る102万8,000haに達し、2017年の98万8,524haを超えて統計上過去最大となった。

なお、地中海を挟んだ北アフリカのモロッコでも、この8月、熱波に見舞われ、サハラ砂漠から吹くチュルギとして知られる強くて暑い砂漠の風により、大規模な火災が発生している。

(1)スペイン

スペインでは、西部を中心に約38万2,000haの森林が焼失、少なくとも4人が死亡し、3万人以上(内務省発表)が避難を余儀なくされた。マドリード近郊では馬小屋で作業していた男性が、カタルーニャ自治州では果実を収穫していたハンガリー出身の季節労働者が、それぞれ火災によって死亡したと見られている。カスティーリヤ・イ・レオン州では、世界遺産であるローマ時代の鉱山遺跡が火に襲われた。ガリシア州では、有名なサンティアゴ・デ・コンポステーラの巡礼ルートが一部閉鎖された。イベリア半島最南端のタリファではユーカリや松の林で発生したと見られる火災が拡大し、2,000人以上が避難した。

今回、特に被害が深刻だったのは、カスティーリヤ・イ・レオン州、ガリシア州、アストゥリアス州、そしてエストレマドゥーラ州など人口が比較的少ない地域であり、こうした地域では、伝統的な牧畜による森林の手入れが行われなくなり、燃えやすい枯れ枝や落ち葉が大量に蓄積していたことが火災拡大の要因の一つであったとされる。また、放火が疑われる火災も少なくなく、治安当局は23人を逮捕、更に80人以上を調査中との報道もある。

このように、今回の火災は、森林が不十分な管理下に置かれていたところに一部人為的な要因も重な

り、これに記録的な猛暑による乾燥と熱波が加わって火災を激化させたと考えられている。

(2)ポルトガル

ポルトガルでは、焼失面積は約27万4,000～27万8,000ha(国土のおよそ3%)に達し、少なくとも3～4人が火災関連で死亡したと報じられている。火災は中部及び北部で特に激しく、トランコゾやアルガニル周辺などで大規模な延焼が確認されたほか、中央部では首都リスボンから北東に約350km離れた地域やコインブラ県近くの山岳地帯(セラ・ダ・エストレラなど)でも火災があり、消防隊が継続的に活動したとされる。消防車が突然火炎に巻き込まれ、運転手が重傷を負ったとの情報もある。

異常気象(特に猛暑と強風)が火災の拡大に大きく寄与したとされるが、森林管理(間伐・落葉管理など)の改善、予防活動(警報体制・巡回・監視など)の強化が急務との指摘がなされている。

(3)フランス

フランスでも、西部海岸地域を除く全域で日中の最高気温が30度を超え、南部地域では40度を上回る日が続く中、林野火災によって南部のオード県を中心に3万5,701haが焼失(EFFIS(欧洲森林火災情報システム)による)し、オード県では少なくとも1人が死亡、25人(うち19人が消防士)以上が負傷したとされる。マルセイユ近郊でも別の火災が起きており、110人が負傷したとの情報がある。また、オード県では少なくとも36棟の住宅が全焼、20棟以上が一部焼失したほか、数千人が避難した。火災発生時には1,400人以上の消防士が投入され、ヘリコプターを含む航空機による散水活動を行った。

政府関係者や専門家は、今回の大火を「気候危機の明確な影響」の一例と捉え、落ち葉・枯れ枝などが可燃性の高い状態で蓄積され、発生した火災が高温・乾燥・強風によって拡大したものと見ている。

(4)英国

この夏、少なくとも4回の熱波に襲われた英国(特にイングランドとウェールズ)では、林野火災の件数が記録的に増加し、特に北ヨーク・ムーアズ国立公園では、「重大インシデント」が宣言され、5km²近いムーア地帯が炎に包まれたとされる。死傷者は



フランス・オード県で発生した山火事(2025年8月6日)

(出典: https://en.wikipedia.org/wiki/2025_Corbières_Massif_wildfire#/media/File:Feu_Montseret_Jour_6_Aout.jpg)

出ていない模様だが、地元住民に対して避難準備するよう呼びかけが行われた。

専門家は、熱波が植生や土壤の水分を奪い、本来野火リスクを抑える生態学的な安全装置(湿った地面や水分を保持する植物)を無力化していると指摘しており、「乾いた草地やムーア地帯では人為的な火花(バーベキュー、たばこ、ガラス瓶など)による発火の危険性が非常に高く、一度火がつくとピート(泥炭)層にまで燃え広がる可能性がある」と懸念を示している。

(5)ギリシャ

ギリシャでも、例年を上回る猛暑と乾燥、強風という条件の下で大規模な林野火災が相次ぎ、EFFIS(欧州森林火災情報システム)のデータによると、2025年1月から8月19日(火)までの間に約4万5,400haが焼失したと報告されている。消火活動も大規模に行われ、報道によれば5,000人近い消防隊員と33機の航空機(ヘリコプターや放水機を含む)が出動したとされる。被害が特に深刻だったのはクレタ島(東部・イエラペトラ付近)での火災で、230人の消防士とヘリコプターを含む航空支援が動員され、1,000人以上の住民や滞在中の

観光客が避難。風が強く、消防活動は困難を極めたと報じられている。首都アテネ南郊(パライアフォカイア周辺)でも林野火災があり、住宅・別荘の焼失が報告されている。被害はイオニア海のザキントス島、ケファロニア島、更にエーゲ海のヒオス島など、観光地を含む複数の島にも及んでいる。

今回の林野火災については、記録的な熱波・乾燥・強風が火災を悪化させたと見られているが、一部地域(西部アカイア地方など)では同時多発的な発火が起きており、放火の可能性についても警察が捜査中のことである。

(6)その他の国々

ヨーロッパでは、この夏、これまでに取り上げた国々以外でも大規模な林野火災が発生しており、モンテネグロで1人、アルバニアで少なくとも1人、ルーマニアで2人が死亡し、また、この3か国ではいずれも消火活動に当たっていた消防士等が負傷している。

その他の地域における林野火災

(1)韓国

韓国では、3月21日(金)以降、各地で20件を超える林野火災が発生し、28人が死亡、37人が負

傷したほか、3万7,000人以上が避難を余儀なくされた。最初の大規模な火災は慶尚南道山清郡で発生し、続いて最も大規模な火災が慶尚北道義城郡で発生するなど、各地に拡大した。焼失面積は少なくとも4万8,150ha、建物や農業施設などにも被害が出ており、報道によれば、約30の文化財が被害を受けたとされ、韓国史上最悪の林野火災（これまでの最大は、2000年の東海岸火災（2万3,794ha））となった。報道によれば、約6,700人の消防職員が動員され、地上車両のほか、110機のヘリコプターによる消火活動が行われたといふ。なお、ヘリコプター1機が活動中に墜落し、操縦士1人が死亡している。

火災の多くは、墓参儀式（家族の墓地）での火の始末や枯れ草、ごみの焼却、溶接作業時の火花などが発生原因と見られ、たまたま3月21日から22日にかけて空気が乾燥し、強風が吹いていたことが火災を拡大させたのではないかと考えられている。

②トルコ

トルコでは、毎年のように夏になると各地で林野火災が相次いで発生しているが、2025年も、特に西部のイズミル県を中心に複数の大規模火災が発生し、4万9,652haが焼失、約200棟の住宅に被害が及んだ。また、イズミル県では6月末の火災で約50,000人が、北西部ブルサ近郊でも1,700人以上が、それぞれ避難したと報じられている。また、7月22日（日）（注：ホームページ上の速報では、「6月22日」としていたが、7月の誤り）、トルコ西部エスキシェヒル県で発生した林野火災で、消火活動中だった消防士5人を含む10人が炎に囲まれて死亡し、14人が負傷した。ヘリコプターなどで夜通し消火・救助活動を行っていたところ、突然風向きが変わり、活動中の24人余りが炎に囲まれたといふ。当局によれば、この事故を含め、2025年の林野火災関連死は合計13人に上ったとのことである。

火災の原因については、イズミル県の火災では、電線（電力ケーブル）の不備が指摘されているほか、廃棄物の焼却などの人為的な行動が関与している可能性があるとされ、全国で97人以上が捜査対象となっている。また、記録的な高温（一部地域では50.5℃に達したとのこと）、乾燥、強風が火災を拡

大させたものとみられる。

異常気象、気候変動と林野火災

2025年に世界各地で発生した大規模な林野火災について、多くの専門家が「大部分は、地球温暖化がもたらす異常気象や気候変動が明らかに影響している」としている。具体的には、

- ①気温が上昇して乾燥が進み、葉・枝・木の幹、地表の落ち葉・枯れ枝などが燃えやすい状態にあつたこと
 - ②冬季から春季にかけて降水量が平年を大幅に下回り、燃えやすい枯れ木、落ち葉などが増え、全体として水分の含有量が低下したこと
 - ③各地で乾燥した強い風が吹き、火災の拡大速度がこれまでに比べて格段に速くなったこと
- 等が指摘されている。

他方、大規模な林野火災は、次のようなリスク、即ち

- ①大量の二酸化炭素（CO₂）を排出（2025年中の林野火災によって排出される二酸化炭素は、過去最高の4,100万トンを超える見通し）し、大気を汚染させるリスク
 - ②森林の吸収力（大気中の二酸化炭素を吸収する能力）を弱め、地域によってはいずれ森林が吸収量を上回る炭素を排出するリスク
 - ③森林を劣化させ、植生を木の少ないサバンナに転換させてしまうリスク
- を顕在化させ、温暖化→火災増加→温暖化の加速という悪循環を生む恐れがあると指摘されている。

このような事態に陥らないようにするために、今後、温室効果ガス排出の大幅削減をはじめ、森林の適切な管理（間伐や枯木・死木の除去など）といった根本的な施策のほか、消防の分野においても、例えばドローン・衛星監視などによる早期発見システムの整備、大型航空機・ヘリコプターなど空中消防力の拡充、人が住む地域と森林の境目における防火帯・緩衝地帯の設置や避難路・退避エリアの整備などが急がれる。

（注）これまで、森林や原野における火災については、「山火事」、「森林火災」、「山林火災」等様々な用語を用いてきたが、本稿では、これらを総称して「林野火災」という語を用いることとした。

（3月号に続く）



「消防フェア2025」を開催

相馬地方広域消防本部では、11月15日(土)、南相馬市防災センターで一般市民を対象にした「消防フェア2025」を開催しました。

当日は消防庁舎や消防車両の見学、子供用防火衣を着装しての記念撮影及び各種体験コーナーとして、レスキュー体験(ロープ渡り)、消火放水体験、救急体験などスタンブラー形式で来場者に楽しんでいただきました。

加えて救助訓練(訓練塔屋上高

さ15mからのロープ降下、ロープブリッジ救出、事故車両からの救出)やイベントの最後に消防車両からの一斉放水を披露し、来場されたたくさんの子供たちや家族連れの方々に観ていただきました。

今後も、職員一同、地域の安全・安心の確保に取り組み、多くの住民に消防活動への理解と关心を高めてもらえる効果的な広報活動を実践してまいります。



福島県 相馬地方広域消防本部

機動火災調査隊スキルアップ研修会を実施



**石川県 羽咋都市
広域圏事務組合消防本部**

羽咋都市広域圏事務組合消防本部では、全国的な課題として、火災の多様化、調査員の経験不足等が挙げられていますが、これらの課題を克服するため、所属を問わず、管内全域において専門チームが調査を実施する体制を構築しました。

この専門チーム「機動火災調査隊」は、令和8年1月1日から本格運用を開始しており、9月5日(金)から10月31日(金)まで、8回のスキルアップ研修会を開催しまし

た。各消防署(分署)から選抜された7名の調査隊員は、熱心に講義に耳を傾けるとともに、調査資機材の取り扱い、微小火源、リチウムイオン電池燃焼実験等を通して火災調査の手法を学びました。

調査隊員は、「真相解明～There is only one truth～(真実はひとつ)」をスローガンに掲げ、火災の出火原因を追究するため、日々、自己研鑽に努めてまいります。

違反是正の推進に係る実務研修(区分B)を実施

松本広域消防局では11月17日(月)から21日(金)まで、「違反是正の推進に係る実務研修(区分B)」を実施しました。

長野県内の消防本部から延べ21人が参加し、長期化する重大違反への対応、査察の基本、違反処理手順、消防法第5条の3に基づく措置命令などについてシミュレーション形式の研修を行いました。また、研修終了後の速やかな違反処理を見据え、各消防本部からの持ち込

み事案をもとに、立入検査から警告書交付までを想定した実践的訓練を行いました。受講者からは「訓練の重要性を実感できた」「違反処理に前向きになれた」「松本広域消防局の熱い気持ちに負けない!」などの声が寄せられ、パッションに満ちあふれた5日間になりました。

松本広域消防局は今後も違反是正支援アドバイザー消防本部として、職員育成と長野県全体の違反是正推進に取り組んでいきます。



長野県 松本広域消防局

各地の消防力・防災力の向上、救急医療体制の整備に向けて

一般社団法人日本損害保険協会

日本損害保険協会では、毎年、消防資機材の寄贈をはじめ、高規格救急自動車、さらには防火ポスターを寄贈し、地域の安心・安全に貢献しています。

今年度は、軽消防自動車と高規格救急自動車を全国にあわせて13台寄贈することとしました。

消防資機材の寄贈

当協会では、消防自動車や小型動力ポンプ等の消防資機材を、全国の市町村には1952年度から、離島には1982年度から寄贈しています。

現在は、大型免許の取得が不要であり、かつ、悪路や狭い道路も走行可能で迅速な初期消火ができる四輪駆動の軽消防自動車を全国の市町村と離島に寄贈してい

ます。

今年度の寄贈により、軽消防自動車を含む消防資機材の累計寄贈台数は3,531台となります。

これらの寄贈車両は、各地における実際の消火活動のほか、平時においては、住民の防災意識向上のための消防訓練やイベントなど様々な用途で活用されています。

■2025年度 軽消防自動車寄贈予定(市町村:5台、離島:5台)

都道府県	市町村	都道府県	市町村	離島
岩手県	軽米町	東京都	新島村	式根島
山梨県	丹波山村	石川県	輪島市	舳倉島
岐阜県	大野町	愛媛県	上島町	高井神島
岡山県	新庄村	鹿児島県	中種子町	種子島
沖縄県	与那原町	沖縄県	座間味村	慶留間島



離島に寄贈する
軽消防自動車(トラックタイプ)

■累計寄贈台数／消防資機材

市町村 (離島を除く)	消防自動車(注)	2,440台
	CAFSユニット積載軽車両	1台
	軽消防自動車	324台
	消防活動二輪車	1台
離島	軽消防自動車	238台
	非常用浄水発電照明装置積載兼用軽消防自動車	9台
	小型動力ポンプ	518台
合 計		3,531台

(注)標準車、水槽車、救工車、化学車、シヌーケル車などを含む。



市町村に寄贈する
軽消防自動車(デッキバンタイプ)

救急自動車の寄贈

当協会では、自動車損害賠償責任保険(自賠責保険)の運用益を活用し、被害者救済に直結する救急医療体制の整備事業の一環として1971年度から救急自動車の寄贈を始めました。救急救命士制度が発足した

1991年度からは、救急救命士が高度な救急救命処置を行うことができる高規格救急自動車を寄贈車両としたうえで、寄贈を継続しています。

今年度の寄贈により、救急自動車および高規格救急自動車の累計寄贈台数は1,695台となります。

■2025年度の高規格救急自動車の寄贈先

都道府県	消防本部
岩手県	久慈広域連合消防本部
岡山県	新見市消防本部
大分県	国東市消防本部

■累計寄贈台数／救急自動車(1971年度から)

高規格救急自動車	306台
その他救急自動車	1,389台
合 計	1,695台



全国統一防火標語の作成および防火ポスターの寄贈

当協会では、1949年度から防火ポスターを制作し、消防庁に寄贈しています。

1965年度からは、防火意識の向上を目的として、全国統一防火標語をポスターに掲載するとともに、1979年度からはポスターをより親しみやすいものにするため、ポスターモデルとしてタレントを起用しています。

2025年度の全国統一防火標語は、「**急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし**」で、ポスターモデルは俳優の田畠志真さんです。

ちなみに、過去のポスターには、「松田聖子さん(1981年度)」「上戸彩さん(2002年度)」「長澤まさみさん(2004年度)」「戸田恵梨香さん(2007年度)」「松岡茉優さん(2015年度)」「清原果耶さん(2017年度)」等がいます。

制作した防火ポスターは、総務省消防庁にご協力いただき、全国の消防署や市役所・町村役場などの公共機関等で掲出されています。



2025年度防火ポスター

■過去5年の全国統一防火標語と防火ポスターモデル

年度	全国統一防火標語	ポスターモデル
2024年度	守りたい 未来があるから 火の用心	山崎 球奈 さん
2023年度	火を消して 不安を消して つなぐ未来	野口 絵音 さん
2022年度	お出かけは マスク戸締り 火の用心	天翔 愛 さん
2021年度	おうち時間 家族で点検 火の始末	福本 莉子 さん
2020年度	その火事を 防ぐあなたに 金メダル	白石 聖 さん

当協会は、地域の安心で安全なまちづくりの実現の一助となるよう、引き続き消防力・防災力の強化、救急医療体制の整備に取り組んでまいります。

伝言板

建築物防災週間(3月1日~7日)協賛行事

「建築防火・防災講習(WEB講習)」のご案内

建築物の防火・避難対策と建築基準法、消防法における防災関係規定講習

一般財団法人日本建築防災協会

建築物防災週間協賛行事として毎年開催している、防火・防災の専門家及び行政の担当者より最新の情報を学んでいただくための講習です。

今年度は、近年の火災事例をもとに、建築物の防火・避難対策の考え方について、長谷見 雄二 早稲田大学名誉教授からご講演いただくとともに、建築基準法における防災関係規定と防・耐火構造・材料について国土交通省担当官から、消防法における消防用設備の設置・維持に関する規定について総務省消防庁担当官から、それぞれ行政の最新の動向を含め説明していただきます。

建築物の設計・施工・工事監理・維持保全に携わる皆様、消防用設備の設置・維持に関する皆様、建築・消防行政担当の皆様、建築防火材料メーカーの皆様、建築物の所有者・管理者の皆様等には是非受講されますようご案内いたします。

今年度は、WEB受講にて開催いたします。事前に撮影された講義動画を、WEB受講期間中に、各自のコンピューター等でインターネットを利用して受講していただけます。これまで会場が遠く受講できなかつた方もこの機会に是非ご受講ください。

※本講習は建築士継続能力開発(CPD)制度認定講座3単位(予定)です。

① 講習概要・申込期間

【WEB受講】事前に撮影された講義動画を、下記の期間内に、各自のコンピューター等でインターネットを利用して受講していただきます。

WEB受講(配信)期間：令和8年2月24日(火)～4月20日(月)

【申込期間】令和7年1月19日(月)～4月13日(月)

② プログラム(予定)

(※各講義1時間程度)

(1)建築物の防火・避難対策について	早稲田大学名誉教授 長谷見雄二
(2)建築基準法における防災関係規定と防・耐火構造・材料及び建築指導行政の最新の動向について	国土交通省住宅局 参事官付担当官
(3)消防法における消防用設備の設置・維持に関する規定及び火災予防行政の最新の動向について	総務省消防庁 予防課担当官

③ 参加費

8,500円(税込、テキスト代(3,000円)を含む。)

【テキスト】

①防火材料のしおり—防火材料で安全建築をつくろう—

編集：国土交通省住宅局建築指導課

発行：防火材料等関係団体協議会

②各講師説明用資料

④ 申込方法

本協会HP(<https://www.kenchiku-bosai.or.jp/>)にアクセスしてください。

【本協会トップページ】⇒【講習・検定】⇒【建築防火・防災講習サイト】⇒【受講申込】

⑤ 視聴環境

受講に必要な視聴環境は以下の通りです(申込前に必ずご確認ください)。

通信環境の目安	YouTubeを標準画質で快適に視聴できること
使用機器	スピーカー*付き(外付けでも可)のPCもしくはスマートフォン ※イヤフォンでも可(視聴前に正しく機能しているかどうかをご確認ください)。
PC(ブラウザ)	Edge、Google Chrome、Safari(各最新版)
スマートフォン	iOS 16以降・Safari(最新版)、Android 8.0以降・Chrome(最新版)

⑥ 後援(依頼先)

国土交通省、総務省消防庁、日本建築行政会議、公益社団法人日本建築士会連合会、一般社団法人日本建築士事務所協会連合会、公益社団法人ロングライビル推進協会、一般財団法人日本消防設備安全センター、一般社団法人日本火災報知機工業会、一般社団法人日本消火装置工業会、防火材料等関係団体協議会、建築物防火推進協議会

今月の資格講習紹介コーナー

自衛消防業務新規講習

何ができるの?

消防法により、多数の人が出入りする大規模な防火対象物の管理権原者には、自衛消防組織の設置が義務付けられ、火災や地震等の際、初期消火・在館者の避難誘導など災害による被害の軽減を図ることとされています。この自衛消防組織には、統括管理者を置かなければならないこととされ、統括管理者の資格は、自衛消防業務講習の課程を修了すること等により取得できます。

なお、この自衛消防業務新規講習は、自衛消防組織の本部隊の各班長に対する教育としても行われています。



誰が受けられるの?

どなたでも受講することができます。

※詳しくは、ホームページの「講習の手引」をご覧ください。
(講習▶各種申請書▶講習の手引)

自衛消防業務講習を含め、次の講習の内容、実施予定などについては、一般財団法人日本消防設備安全センターのホームページをご覧ください。

<https://www.fesc.or.jp/>

■ 消防設備点検資格者講習

■ 防火対象物点検資格者講習

■ 防災管理点検資格者講習

■ 自衛消防業務講習

■ 可搬消防ポンプ等整備資格者講習

■ 各種講習実施予定